

「シーガイア支援基金」の 第2次住民監査請求の意見陳述要旨 と 住民訴訟の訴状

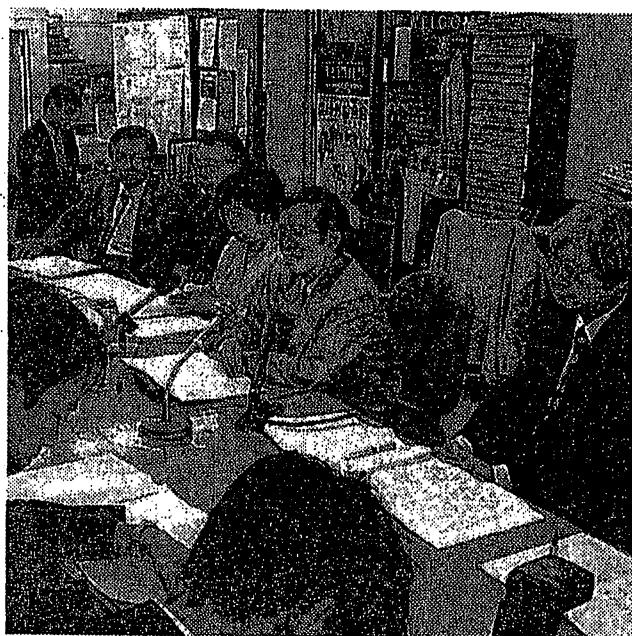
目 次

I 第2次住民監査請求の意見陳述要旨 (2000.6.14)

- | | |
|------------------|---------|
| 1. 第2次住民監査請求書 | 表紙裏 |
| 2. 後藤 好成氏 (宮崎市) | p.1~5 |
| 3. 長住 和哉氏 (宮崎市) | p.6,7 |
| 4. 三戸 サツ卫氏 (串間市) | p.7,8 |
| 5. 姫野 史洋氏 (日之影町) | p.8,9 |
| 6. 弓削 敏氏 (宮崎市) | p.9,10 |
| 7. 大西 博隆氏 (都城市) | p.10,11 |

II 住民訴訟 (2000.5.12)

- | | |
|-----------|---------|
| 1. 訴状 | p.12~24 |
| 2. 新聞報道記事 | p.25~31 |



住民訴訟を提訴した後の記者会見（毎日新聞2000年5月13日）

「シーガイア支援基金」の住民監査請求・住民訴訟をすすめる会

2000年5月19日に宮崎県監査事務局に提出した 第2次宮崎県職員措置請求書（住民監査請求書）

宮崎県知事に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

宮崎県知事は本年1月21日、財団法人宮崎コンベンション・ビューローに対して、フェニックスリゾート社（以下単にシーガイアという）に対する資金援助を目的とした60億円の公的資金の支出を実行しました。しかし、今回の公的資金の投入は、次に述べる理由で公益上の必要は何ら存していない違法不当なものです。

- (1)補助対象とされるシーガイアは営利目的の観光娯楽施設であり、事業自体に何らの公益性も存在しない。県もシーガイアは私企業にすぎず公益性はないとして、県民に対する資産公開も十分にはしていない。
- (2)シーガイアは創業以来毎年200億円前後の赤字を計上し、今日では1,115億円の累積赤字を含めた総額2,700億円近くの負債を抱えて、主力銀行の融資停止を受け、県を含めた借入先への返済もできない経営破綻状態になっている。更に、シーガイアは、宮崎市の固定資産税9億円も滞納している。
このようなシーガイアに対し、例え60億円全額を援助したとしても焼け石に水であり、観光産業の振興にも何ら役に立たないその場しのぎの捨て金にしかならない。
- (3)今回の公金の9割以上がシーガイアに与えられ、他の観光業者にはほとんど支給される予定はない。これでは、税金の使い方としてきわめて不公平で、著しく公正さを欠く。
- (4)宮崎県は、現在、7,000億円以上の財政赤字に苦しんでおり、税金である60億円近くの大金を、破綻しかけた一私企業のために無償で与える余裕はない。
- (5)シーガイアに対し、宮崎県は出資額以上の公金を負担するどのような義務も負ってはいない。このことは、県知事自身が県民に対し繰り返し説明し、約束してきたことである。
- (6)コンベンション・ビューローは、基金管理の経験も能力も有しておらず、県民を代表する組織でもない。また、同財団の基金支出については、県議会や監査委員の監督機能も及ばない。
- (7)本件公金は必要額や具体的使途も不明のまま構想発表からわずか2ヶ月で支出が実行されており、大半の県民の理解と納得が得られていない。
- (8)今回の公金支出は、シーガイアのように著しい債務超過状態にある第三セクターは「事業の存廃を含めた検討」が必要とし、地方公共団体は第三セクターに対し「出資の範囲内の負担にとどまるのが原則」とした自治省の通達の趣旨にも違反している。

そこで、宮崎県知事がコンベンション・ビューローに支出した60億円を、宮崎県に返還させるように知事に勧告されることを求めます。

2. 請求者

別紙のとおり（1,524名）

請求者は、貴職に対して地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2000年5月19日

宮崎県監査委員殿

I 第2次住民監査請求に対する意見陳述の要旨

日時：2000年6月14日(水) 13:30～15:30

場所：宮崎県監査事務局会議室

1. 後藤 好成 氏（宮崎市、請求人ら代理人 弁護士）

『経営破綻が明らかなシーガイアへの投入を目的とした

60億円公金支出に公益性はありえない』

(1) はじめに —— 県民3,500人が求めた大監査請求

私たちは、今年の2月18日に第1次監査請求を今回と同じ内容で約2,000人の請求人で申し立てを行った。これについては、本年4月に私たちの請求を棄却するという監査結果が出されている。私たちはこの結果に対しては大変不満であり、既に約600人が宮崎地方裁判所に住民訴訟を提訴している。

私たちが第2次監査請求をしたのは、5月19日である。これについても約1,500人の県民が請求している。第1次につづき第2次にもこれ程多くの県民が監査請求に踏み切ったというのは、この第1次の監査請求結果では納得できないという気持ちと、第1次に間に合わなかったが、ぜひやりたいという人たちの多くの声があって、このような第2次監査請求になったわけである。

前回の監査委員の方とは若干名が交代されていることもあるが、今回は、6月5日にシーガイアの本年度3月期決算の報告もあり、前回よりかなり事態も明確になってきている時期でもある。本件の問題について改めて慎重に調査検討していただきたいと思う。

(2) 公金支出の目的がシーガイア支援であることは誰の目にも明らか。

今回の公金支出は、表向きは県内の観光産業の振興目的と言われているが、実際の使用目的は、経営破綻に瀕したシーガイアへの支援にあることは誰もが知っている事実だ。私はおそらく監査委員も、そうお考えだと思っている。

公金支出の話が出てきたのも、主力銀行である第一勧業銀行が、これ以上融資はできないと融資停止の決定を出したことに端を発している。このままでは破綻しかねないシーガイアの危機的状況を踏まえて、公金支出が急浮上してきたというのが実態である。

監査という以上は、表向きにとらわれずに、実態をしっかりとらえて監査して頂きたい。表向きの数字をみての監査は意味がないのであって、本当の実態はどこか、どこに本質が隠れているのか、これをとらえたものでなければ本当の監査と言えないと思う。その点では、第1次監査結果は、今回の監査で最も重要と思われるシーガイアの経営問題に関して、60億もの公金が捨て金にならないかどうかという検討を何らまともにしていただいていることは非常に不満である。

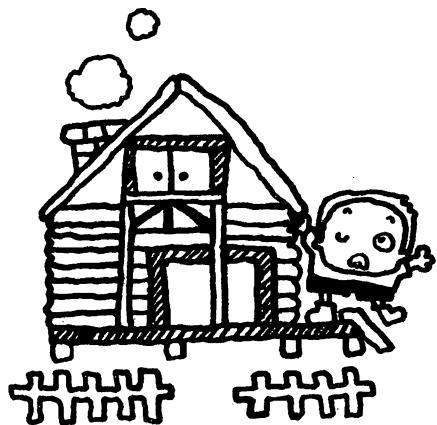
実際は、公金のほとんどがシーガイアへの支援であることは、当初の段階からマスコミを通じてはっきりしていた。例えば、公金支出が県より公にされた昨年11月のマスコミ報道はどうであったかというと、「シーガイアに公的資金」宮日新聞、「シーガイア支援基金宮崎県が60億投入」毎日新聞、「シーガイアに県が支援基金」読売新聞、「シーガイアに公的資金」日経新聞、「県のシーガイア支援基金構想、宮崎市長は慎重姿勢」西日本新聞、というもので、報道機関のほとんどがシーガイアへの支援としてとらえている。

県知事も記者からの質問に答えて、“今年（注：1999年のこと）9月に第一勧銀から融資がストップになり、シーガイアへの経営不安が明確になったことが、公的資金投入を決断した動機として大きい”とはっきり述べているし、県議会での質問においても、シーガイアは本県にとって必要不可欠な施設だから、支援は今回限りと述べている。また、中野商工労働部長は1999年12月7日の県議会答弁では、シーガイアに基金100億円のうち、50億円から60億円補助すると述べている。具体的には、「経営が困難なので、経営が安定するまでの間、シーガイアに支援が必要なので基金を募っての事業となった。」と答えている。12月16日には、県議会の商工常任委員会で県は、

「シーガイアに対して平成12年3月までに25億円、同年上半期に17億円、同年下半期に16億円と合計58億円を分配投入する計画である。」とまで述べている。

県議会で一番議論となったのは、シーガイアに公金投入しても大丈夫なのかという点で、このことも監査委員はご存知のはずだ。結局県議会で、支出を決議する直前には、シーガイアの海老原・中村両副社長が呼ばれ、中村副社長がシーガイアへの再建計画の決意表明をし、知事も私の政治生命をかけてシーガイアへの再生に全力で取り組みますと表明した。この異例の決意表明をもって県議会は補正予算を可決したということになっている。

このように、公的資金は始まりから終わりまで、シーガイアへの支援と県は言っている。監査委員にお願いしたいのは、県議会で議論されたのと同じように、本当に資金投入が県民にとって役に立つか、公益性はあるのかを最も審査して頂きたい。この公的資金がコンベンション・ビュローにどう出されて、手続上どうなったのかということは、大きな問題ではない。



(3) 営利目的の観光娯楽企業シーガイアに公益性などありえない。

県はこれまでに、シーガイアに公金を支援することは当たり前という議論をしてきたが、シーガイアは公金を注ぎ込むだけの公益性のある事業なのか。

私はないと思う。シーガイアは営利目的の観光娯楽企業の何ものでもない。ホテルがある、ゴルフ場がある、大型プールがある。これは民間でも一杯ある。これらすべてに公益性はない。あるとすれば、県内のすべての施設に公益性があることになってしまう。いったい高級ホテルやゴルフ場のどこに公益性があるのか、はっきり調べてもらいたい。国民の保養施設だから公益性があるという人もいるが、国民の長期保養施設であると謳われたシーガイアが、本当にそうなっているのか、そうなれるものであるのか。東京あたりから来て一人10万円になると言われている。4人家族では一泊40万円。長期滞在したら、100万円ぐらいは飛ぶ。こういう施設が国民や県民含め長期滞在できるような施設なのか。これが長期滞在可能なリゾート施設ではないことは、専門家も言っている。これを公益的な事業だというのはまやかしだと思う。

公益性については、県自らもないと言っている。県の情報公開条例裁判の高裁判決が昨日あったが、県側は、“シーガイアは私企業にすぎないから公共性も公益性もない、だから情報公開する義務はない”と裁判の答弁では何回も言っている。第1次の監査委員の方々には、そこを県に聞いて欲しかった。“裁判では言っているようだが”と聞けばすぐ分かる。監査結果通知にも、そのことは全然書いてない。県からは総務部、商工労働部からいいことしか聞いていない。これでは監査委員が偏っていると言われても仕方がない。請求人はそれをはっきり調べて下さいと言っているのに。

宮崎地裁での、一つ葉リゾート行政訴訟（私も弁護団として関与した）の第一審判決でも、「シーガイアは観光娯楽施設にすぎず公益性はない。」と言っている。これを調べたか？ 必要であれば私はその判決文を出してもいい。県自身が公益性がないと言っているのだから、その県が公益性ありとして公金を出すのはおかしいと言いたいのだ。

(4) 毎年、何十億円という営業赤字を出し続けてきたシーガイアの経営が主力銀行の融資停止状態で、今後存続することは考えられない。

仮にシーガイアに公益性があるとしても、1,218億円の累積赤字を抱えて、経営破綻状況にある会社に60億円の公金を使う意義がどれだけあるのか、投入後に倒産すれば捨て金ではないかと誰もが考える。このことはおそらく監査委員の誰も否定できないと思う。問題はここにある。倒産するかどうか。

率直に言うと、シーガイアは近く倒産する他ないと私自身は思っている。私だけではない。監査請求人、県民の大半もそう思っているはずだ。なぜ倒産すると言えるのか？

第一の理由は開業以来、シーガイアが一度も営業利益をあげていないことだ。利用者の収入・売上からそのための経費を差し引いたならば、毎年赤字になっているということだ。その赤字が毎年

何十億という単位で出ている。企業経営としては完全に成り立っていない。営業を続ければ続けるほど赤字は毎年増えていった。初年度に2,000億円を投じて施設を造って、毎年赤字を出していて、その赤字はどうやって補填しているのかという疑問がわいていた。第一勧銀の融資停止報道で、これがようやく分かった。結局、第一勧銀が毎年の営業で出る赤字を埋めていたのではないか。この融資を受けて営業経費不足を補填して、今まで営業することができた。

営業段階の赤字、売上よりも経費が何十億と高いわけだから、毎年何十億円と足らなくなる。経費というのは、給料、業者への支払い、電気代、水道代など。そういうものが払えなくなる。のために、第一勧銀から融資を受けていた。この融資がなくなると、払えなくなるから倒産となる。

この原理は、1億円の業者だろうが、2,000億円の業者だろうが変わらないはずなのに、シーガイアは毎年赤字が出るのに営業を続けていた。無責任と思うのは、銀行はこのままの経営がいつまでも続くはずがないのを分かっていながら融資を続けたことだ。そして昨年遂に第一勧銀も支えきれなくなって破綻がきた。公認会計士や商工リサーチなどの専門家は、新聞などでシーガイアは1,000億円の赤字を出して、普通の企業ならば何回も倒産しているはずなのに、存続できていることが不思議だと言っている。

これまでシーガイアが倒産しなかったのは、赤字による経費の不足分を銀行が補填していたわけで、その補填がはずれたから給料や業者への支払いができないと大騒ぎになった。「第一勧銀がもう補填しないと言ってきた。このままでは経営がもたなくなるから代わって県に出してくれ。」と頼んだのが、今回の公金支出だと私は思う。県は直ちにこれに応えた。1999年11月に公金支出問題が起きて、決まったのがわずか一ヶ月後。考えられないスピードだ。

(5) 外相サミット後に会社更生法の申請 —— シーガイアの事実上の倒産が想定されているのではないか。

これでなんとかサミット外相会合までは、持つかもしれない。県はもちろんそれまで乗り切る目的で出したと思うが、その後の赤字は誰が補填するかという問題が残る。

補填できなければ、運転資金が足りなくなる。水道か電気か従業員の給料か取引業者の支払いか、どれかをカットしなければならない。そうなれば倒産だ。そういう倒産の兆候が現れ始めたら、今まで待っていた債権者も、もう待てなくなる。2,000億円以上の債権者団はどう動くか。先に差し押された方がましだと統一がとれなくなり、雪崩を打って倒産ということもあり得る。

本当かどうかわからないが、県はもう公金支援はしないと言っている。第一勧銀も、今年6月発表のシーガイアの決算の状況では出すはずがない。公金25億円をつぎ込んでも、すでにもう本年度分の累積赤字は103億円出ている。こういう状況では、どう考えても近く倒産しかないと考えざるを得ない。

私は、会計については素人だが、多くの素人が考えてもそうとしか考えられまい。このことを監査の専門である方が分からぬはずはないし、公金支出の適正に関する監査である限り、以上の問題を調べないで済まされるはずはないと考える。

平成11年度3月期決算が6月5日に発表されて、翌日の宮日新聞に掲載されていた内容によると、「県の関係者の話によると、サミット外相会合後に、自主再建を柱としながら、第一案として、ニューパートナーかスポンサーの参加、第二案として民事再生法か、会社更生法の適用などで具体的なつめが始まること」と、このような話が出回っているという。このような話が県関係者筋から出ているというわけだ。

私もこれを検討してみたが、ニューパートナーかスポンサーを見つけるなどはあり得ない。あるならば、もう既に見ついているはずだ。経営を続けても売上より経費が掛かる、掛かる差額が何十億という単位だし、背後には2,000億円の開発時の借金が残っている。更に7年間で抱えた負債を含めて2,710億円(宮日新聞)。そんな負債を抱え、営業しても赤字しか生まない企業を引き受けろところはない。一緒に倒産してしまうだけだ。

であれば、民事再生法か会社更生法しかないこととな



る。しかし、会社更生法も民事再生法も、今は会社が経営そのものは黒字で維持でき、将来に一部でも負債の返済の見通しが立つということが前提で適用されるものだ。しかし、シーガイアは経営的には一度も黒字になっていないのだから、民事再生法も会社更生法も認められるはずがない。シーガイアの開業以来の統計を見てみたが、今日までずっと売上より経費が掛かっている状態だ。平成10年度で計算すると、利用者一人あたりの経費と利用者から得られる売上とは差がある。一人あたりの売上は6,273円、経費は7,234円と1千円くらい差がある。要するに、経費の方が売上よりも毎年毎年多い状況にある。今でも、経営改善計画を策定すると言ってはいるが、今まで色々考えてやってきた結果がこれなのだ。どういう角度から見ても、営業を続けていける経営ではない。県の関係者からも会社更生法の話が出ているという報道もあることからすると、県の関係者もサミット後は倒産の可能性と対策を真剣に考えているということだと思う。

監査委員の方々にも、ぜひそういう問題として考えて頂きたい。「シーガイアの社長が倒産しないと言っているから倒産しない！」と答えるのは、監査ではない。「県もシーガイアの方から経営改善計画が出るので大丈夫だ、と言っている。」こんなことを聞いても何の意味もない。監査というのはあくまで客観的数字でやるべきだ。

監査委員長「監査に対する苦情は請求人の意見陳述としてふさわしくない。」（監査委員長が意見をはさむ）

いや、これは、監査委員に分かってほしいという意見陳述である。支出対象の経営問題は最も重要な問題だ。こういうことを監査委員の方にやって頂きたいと我々が求めるのは当然のことだ。監査請求の趣旨は千字以内だから書けないけれど、こういう点を調べて欲しい、こういう点をもっと突っ込んで欲しいと私たちが意見陳述でするのは必要なことだと思う。

なぜ、私がこれほどまでにシーガイアの経営問題を強調するのかというと、前回の監査結果には全くこういう視点がないから言っているのである。こういうずさんな監査をしておきながら、前回の結果と同じでは困るから強調するのだ。

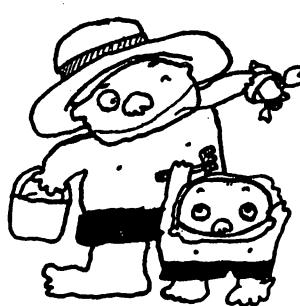
(6) 每年数百億円の借金を増大させ続けている県の借金漬財政に60億円もの公金支出の余裕があるはずはない。

県債残高が、約7,400億円あると言われている。前回の監査結果ではその6割は地方交付税に算入されるので適切な活用であるとしているが、では残りの4割はどうか。計算してみたがこれでも相当な金額だ。2,960億円。約3,000億円だ。7,400億円ある計算で200億円返し続けると、元金だけで37年かかる。利息を入れたならばもっとかかる。

県はこれを毎年返す努力をしているかというとその逆だ。平成10年度は772億円の増加、11年度は369億円の増加、前年度と比べて減っているのではなく増えているので、県の予算に匹敵するくらいの負債になってしまった。負債が減るのではなく増え続けているのだから、これが健全な財政と言えないはずはない。普通の家庭ならば、どうしようもない借金財政である。6割は地方交付税によって返済されると言い張るが、これは県民の利益のために、国民の税金が使われているわけであって、それを県債残高の返済にまわすから大丈夫だというのはおかしい。本来ならば、県民の福祉に使われるべきものが、借金の穴埋めに使われるだけの話だ。それを置いても、交付税引当金以外の4割の2,960億円を毎年100億円返し続けても30年掛かる。これでは健全財政とはいえない。国は650兆円だ。東京、大阪はもっと多いと言われるようでは、財政感覚が借金で完全に麻痺しているとしか考えられない。

(7) 必要額も具体的な使途も不明のままでの、 公金丸投げは許されない。

公金の支出の仕方はきわめて不透明だ。いったいいくら必要なのか。いったい何に使うのか。どこに使うのかは、シーガイアに使うと言われているので、仮にそうだとしても、それで十分なのか。いわゆる捨て金にはならないか。この辺りがほとんど明らかにされないまま、公金が投入されている。60億円の投入で改善できるということが県民



に分かっているならばまだ良いが、それすらも分からず経営改善計画は「ただ今策定中」です。だから、どんな改善計画なのかも分からない今まで出している。

私が思うには、1,000億円の借金が出るまでに、経営改善計画をシーガイアは何回も考えたと思う。県も第三セクターの責任から改善計画を出させる責任があった。何年かかってもやっていないのは、うまくいく改善計画などできないからやっているだけだと思う。とにかく運転資金が足りなくなつたから、サミットまで間に合わせるためにとりあえずの経営維持費不足分を出したというのが本音だろう。本当は県も、シーガイアにあらかじめ必要額と支出目的の計画を立てさせ、県民の意見を聞き、一年くらい時間をかけて決めたかったのだと思うが、それができなかつた。それではサミットまでもたせることが間に合わなかつたからだ。何の経営改善計画もなく、支出目的も不透明なまま、公金をコンベンション・ビュローに“丸投げ”で出し、出した途端に25億円をシーガイアに出すという、こういう出し方も今回しっかりと監査していただきたい。

95%はシーガイアに補助すると県自身言っているのだから、コンベンション・ビュローを通さずに直接出せばいいはずだ。他の大半の自治体は直接出しているのに、この点も不透明だ。県議会でもその点が問題になつた。コンベンション・ビュローに出せば、県議会のコントロールは及ばないではないか。県民もコンベンション・ビュローがでたらめな使い方をして、監査請求はできない。議員もできない。そういう経過を押し切つて県は進めた。県議会議員の中にも、おかしいと思っている人は何人かいるはずだ。いやしくも基金という以上は、基金の支出は慎重であるべき。それを丸投げで、いっぺんに無くすような基金などあり得ない。利息を付けるとか、返済してもらうという運用が、本来の基金である。丸投げするような支出に基金という言葉を使うのはおかしいし、県民にも分かりにくい。

(8) 県政史上、前代未聞の公金支出に対してなされた前代未聞の県民からの監査請求の重みを受けとめてもらいたい。

60億円の支出は請求人だけではなく、県民全体が問題にしていることだと思う。

もともとシーガイアは、開発の時点から問題があつた。そしてこのシーガイアにまつわる問題は、宮崎県民にとってまさに前代未聞のことばかりだ。まず、国有保安林の松を10万本も伐採して、ゴルフ場などを造つたこと。1億5千万(開業後に増資して、3億)円の資本金しかないので、2,000億円を借りて事業を開始したこと。開業以来毎年200億もの赤字を出して、一度も経営段階での黒字にならないまま、1,200億円を越した累積赤字となつてゐること。そして今回もはや回復の見込みのない経営破綻企業に60億円の公金を、しかも先ほど述べたようなずさんな形で出すというのも、県政始まって以来前代未聞のケースだ。

単に60億円の公金投入という問題だけではなく、最初から経営の見通しがないようなリゾート施設建設のために防潮保安林の松を伐採し破壊してまで造る必要があつたのか、しかも既に設立段階での見通しのなさから案の定破綻に至つた自然破壊の「リゾート企業」に60億円の公金までも投入するというのは、どういうことだと。こういう意識が県民にはあると思う。監査委員の方にはそういう目で、監査をして欲しい。監査請求人の我々も、宮崎県民としてこれ以上恥ずかしい思いをしないためにも、60億円はせめて返してもらわねばならない。公金を投入してもシーガイアが破綻して捨て金になったとしたら、宮崎県民は今度こそ全国の笑いものになると言う人もいる。我々はそうなることは決して許してはならないと思う。

そして、こういうような開発も、こういうような公金投入の仕方も、県政ではもう二度とあってはならないと思う。この監査請求にはこういう歴史的意味合いがある。だから3,500名を超える数の監査請求が宮崎県で起こつたのだと思う。これもまさに前代未聞だ。

監査委員の方々は、今私が要求したような様々な視点に立つて、今回のシーガイアへの公金投入が本当に捨て金になるのか、ならないのか、ということを、客観的な数字で専門性を示して県民の誰もが納得できる監査結果を出して頂きたい。

以上で、第2次監査請求人を代理しての私の意見陳述を終わります。

2. 長住 和哉 氏（宮崎市）

私は、宮崎市内の医療機関に勤務しているものです。職場の同僚からは「シーガイアの赤字は毎月10億円と聞いたが本当か」「経営の常識では考えられない数字だ」「なぜ見通しが大きく狂ったのか」「県や銀行に返済停止を申請したということは、一般には倒産したことと同じと考えてもいいのではないか」「これから先も県民の税金を使った支援を続けるのか」など、様々な意見が寄せられています。

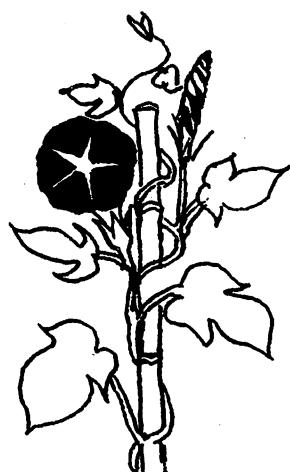
私は、自分の仕事の関係から、今回のシーガイア支援基金の問題と県の財政のあり方について考えてみました。

今年の3月から介護保険がスタートしました。予想していた以上に問題が大きくなっています。介護保険になって費用の1割は自己負担することになり、負担がきつくて払えない方も出てきています。「払えないからサービスを減らしてくれ」と要望される方もあります。具体的に述べますと、訪問看護が1時間以内250円から830円になり、3.3倍。訪問介護は以前はほとんどの人が無料でしたが、1時間400円。訪問入浴は約500円が1,250円と2.5倍に。またデイサービスも500円から1,200円～1,500円までに引き上げられました。私たちの病院で調査した範囲でも、3月以前の負担額と比較すると、負担額が平均で約3倍に引き上げられています。最高で17倍になった方もおられます。また、合わせて今年の10月からは介護保険料の徴収が始まります。高齢者の方からは「こんなに年寄りに負担を強いるやり方がいつまで続くのか」と訴えられています。

昨年10月1日現在の県内の65才以上の高齢者は人口の19.9%となっており、ほぼ5人に1人が高齢者となる状況です。また一人暮らしの高齢者も平成10年現在で県内に23,447人おられます。定額の国民年金受給者が多くを占める中で、こうしたお年寄りの方々への支援こそ将来に向かって積極的に検討されるべきことだと思います。シーガイアへの60億円の支援を聞いた高齢者の方が「もっとして欲しいことはあるのに」と言われたのは、県民の率直な感想だと思います。監査委員の十分な審議を切にお願いいたします。

次に今年度の県の予算との関係で考えることができました。県の今年度予算の中で「老人福祉施設費」は7億9,400万円となっています。平成11年度の予算は16億円で、最終的には昨年度は21億円が投じられています。介護保険が導入されて実際に介護施設を利用したくても、施設の基盤整備が追いついていないのが実態です。宮崎市内の特別養護老人ホームには現在でも363名の入所待機者がいると報告されています。宮崎市内の特別養護老人ホームへ入所の希望を出してから、数ヶ月から1年かかるというのが実状です。県全体でも昨年の2月段階で1,073名の待機者がいました。また新ゴールドプランでの在宅介護サービスの中心となるホームヘルプサービスの進捗状況は、県全体では60.8%となっています。こうした現実があるのに、県は福祉への財政措置を拡大するのではなく、逆に大幅に縮小している事態を見ると、どうしてもシーガイアへの支援60億円の不当性を認識せざるをえません。県民が納めた税金や国からの交付金や補助金は、県民のために使われるのが当然だと思います。

また国民健康保険税の滞納者は昨年6月段階では県内で35,357世帯にのぼっており、前年よりも3,262世帯も増加しています。病院にかかる時にいったん医療費の全額を支払わなくてはならない資格証明書を交付されている人が406人、国保税の納付額に応じて国民健康保険証の使える期間が制限される「短期保険証」が交付されている人は県内ですでに6,402人となっています。「入院して治療の指示が出ても、経済的な理由で入院をためらう患者さんが少なくない」と現場の看護婦は答えています。長引く不況の中で保険料を払えない中小業者に対して国保証の取り上げという制裁措置を加



えることは、憲法でうたう「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を侵害する事態ではないでしょうか。県民からは当然のこととして保険税の引き下げ、減免制度の拡充の要求が出てきています。こうした時に宮崎県からの各自治体の国保会計への補助は、ほとんどない状態です。私は、県民の福祉と安全、健康を守ることを最優先する地方自治としての本旨に立ち戻った県政をすすめて欲しいと願うものです。こうした県政をすすめていく上でも、シーガイアへの巨額の支援はあまりにも県民の願いとはかけ離れたものだと言わざるを得ません。

今年の3月18日付けの宮崎日日新聞はシンクタンク・宮崎がまとめた「自然動態マイナスへ転落」という宮崎県の人口動態の予測を報道しています。これによると、県全体の人口は2005年から増加からマイナスに転じて、少子化の動きは加速され、実効人口の減少は経済活動をはじめ県勢の低迷に拍車をかけるとして、女性の社会進出と出産・育児の両立を可能とする環境の整備を提言しています。当然人口の自然減が進行すると産業、労働、社会保障、医療・福祉、教育など地域の活力で危機的な事態が起こると警告しています。21世紀は目前です。若い世代が子どもを生み育てるに自信を持てる環境の整備は県政としても避けるごとのできない課題になっていると思います。

こうした時に、保育所に入所できない待機の乳幼児をかかえる自治体は県内に5つあると報道されています。また安心して子どもを育てていく上では、乳幼児医療費への助成は欠かせないものです。現在の3才未満から更に対象年齢を引き上げることは県内の母親の切実な願いだと思います。

以上のような宮崎県の医療福祉の現状を考える時に、今回のシーガイアへの破格の供与は私たち県民にはとても納得できるものではありません。最終的には毎日5千万円にも達するシーガイアの赤字のつけは、県民が当然に受けるべき福祉の増進を犠牲にしていることは、さきほど述べた県政の実態が物語っています。シーガイアだけが、「県にとってなくてはならない県民の共有財産」(松形知事の議会答弁より)でしょうか。

私は、今度の問題を通して地方自治体の役割を考える良い機会を得ることができました。県民の生活意欲を励まし元気に暮らしていける郷土づくりが求められていると思います。

シーガイア支援に固執する県政からの転換は時代の要請であります。監査委員の賢明なるご判断をお願いするものです。

3. 三戸 サツエ 氏（串間市）

「シーガイア支援基金の住民監査」請求の件については、第一次の住民監査請求で皆さまが述べられているように、シーガイアは公共のためでもなく公益性もない営利観光企業です。まして、県の言うような観光への波及効果はどこにも見当たりません。累積赤字は年々増大し、その額は私たち一般庶民には天文学的数字のように思えます。その上に60億円の大金を支出しても『焼け石に水』で何の効果もありません。

宮崎県の魅力は、何と言っても森林の緑と紺碧の海と太陽の輝きに包まれて心豊かに暮らす県民の心と健康です。これこそ最大の財産であり観光資源です。この大自然を活かし、喧騒とした日常生活から抜け出し人間も自然の一員となり、静かに林の中の鳥や虫、小動物を友とする施設こそ観光への波及効果も将来性もあるのです。それを忘れ、あの美しい一ツ葉海岸の松を10万木も切り焼いた時、モクモクと立ち上ぼる煙を見て私は涙したものです。この松林を切らすにそのまま生かした開発を願って、何度も反対運動をしましたが、聞く耳は持っていましたでした。

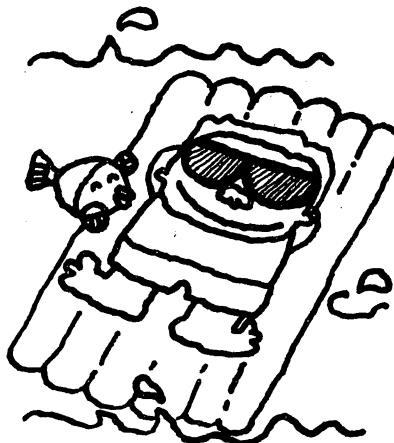
この一ツ葉の林の中には、シーガイアの前にすでに2つの大きなホテル(サンホテルフェニックスとシーサイドフェニックス)、それにゴルフ場もありました。そこにまた巨大なホテルを建設すれば共倒れになるとは考えられなかったのでしょうか。また、市内の他の宿泊施設に影響を及ぼすことは明白でした。シーガイアの経営が破綻することは当初から思っていましたが、こんなにも多くの赤字を抱えるとは想像もしていませんでした。大きな事業を起こす時は、10年、20年、いや

50年先を見通して立案し、子孫に負の遺産を残さないことが、我々の義務です。アメリカ先住民のホピ族は7代後のことまで考えるのだそうです。この事業は美しい松を切り自然破壊からの出発となり、初めからボタンの掛け違い計画でした。

こうした事業の失敗を反省するでもなく、詫びるわけでもなく、責任を取るわけでもない。県広報(平成12年2月)に掲げられたように「シーガイアは県内で最も集客力が大きく、県内の他の観光地への波及効果があり、本県の大きな雇用の創出があり、本県のリゾート施設の中でも大きな役割を担っている。」とあります。シーガイアの客が幸島や都井岬まで足を延ばすことはほとんど無いようです。

この不況の中で苦境に陥っている観光業者は多いと思います。『県内の観光産業の振興』として決定された資金の96.6%をシーガイアに投人し、残りのわずか3.3%を県民に…とは、あまりにも不公平です。こんなことを血税から投資していいものでしょうか。

監査委員の英断を期待しています。



4. 姫野 史洋 氏（日之影町）

私は、日之影町の姫野です。

今回、松形県知事が国際コンベンションリゾート宮崎振興基金に対してなした60億円の公的支出は、県内の観光産業の振興目的とされているが、県民の血税である公的資金がいかに安易に投入されたかと言わざるを得ない。松形県知事は、県議会において知事自らが「県の責任は支出分の7,500万円しか税金の投入はありえない」と繰り返し県民にも訴えていた。にもかかわらず、60億円公的資金投入は地方自治法第232条の2に反している。

県は情報公開においてあまりにも閉鎖的な結果が、とてつもない大きな負債を抱えた第三セクターを作ったのである。平成6年6月にフェニックス社の株主総会の資料を情報公開しなさいと、谷口さんが県に情報公開を求めたにもかかわらず公開せず、平成7年6月1日に行政訴訟に発展してしまった。

谷口さんは、なにも重箱の隅をつつくような気持ちで請求したのではなく、県民の一人として純粹にシーガイアの営業収益の危機を感じ、開示請求を求めたものである。県当局は、この時点で情報公開を求めた谷口さんに、はっきりとシーガイアは営利目的の私企業で公共性、公益性はない強調し、開示をしない理由としていた。ところが今になって松形知事は、シーガイアには公共性、公益性があるとして県民の血税である公金をシーガイアに投入したのである。

県の都合によって公共性、公益性の基準も拡大解釈した。平成6年6月、情報公開を求めた時点で県側がしっかりと認識を持っていたら、このように莫大な負債を抱えず、もっと違った取り組みがあったはずである。今になっての公的資金の投入は、違法としか言いようがない。

経営者佐藤棟良社長の責任のなさ

株数6,000株の15.2%の912株所有の旭洋株式会社佐藤棟良社長は、親会社である旭洋と数社のグループ会社を分離し、別会社に移したのである。設立当時資金的バックと県が言っていた旭洋は、いわば逃げたとしか言いようがない。

県執行部は、宮崎コンベンションビューロをトンネルとし、観光産業の支援基金を目的とした「国際コンベンション・リゾート振興基金」を設立した。県当局が言うように公共性、公益性がシーガイアにあるのであれば、宮崎コンベンションを通さずに直接シーガイアに投入すべきである。県は、市町村会にも基金支援を求めていた。市町村会も、これに応じて3億円の投入を決定している。市町村振興協会の事業概要によると、目的「市町村の健全な発展を図るために必要な諸事業を行い、

もって住民福祉の推進に資する。」となっている。これを踏まえると、やはり3億円投入はおかしいのではないか。市町村会会长の林田西郷村長は、「県は額よりも、市町村が参加したという形が欲しかったはず」と意味ありげな発言をしている。

5. 弓削 敏 氏（宮崎市）

税金の使い方が間違っているのではないですか！

◎超過学級をなくす運動

私は、「学級定数を守りゆとりある教育を求める会」の弓削 敏です。

宮崎県では、国の基準の40人を上回っている学級がたくさんあったので、それをなくすための運動をしてきました。現在国が定めてる学級編成基準は、「1クラス40人までとする」となっています。しかし宮崎県では平成8年度50クラス、平成9年度38クラスと40人を上回っている学級がありました。

今は、30人学級こそが切実な声なのにどうしてこんな事になっているのだろう、国の基準も守られていない状況は一刻も早くなくしたいと考えて始めた運動でした。

県議会への請願活動から始めようと言うことになり、実行委員会を作り、呼びかけ人を依頼して署名用紙を作り署名活動に取り組みました。平成9年度から始めて平成11年度まで3ヵ年続けて累計で12,298名の署名を県議会へ提出しました。県議会では、いずれも継続審議となっています。

また、学級編成にかかる資料を県教育委員会に請求しても見せてもらえなかつたので、情報公開条例に基づき、情報の開示を請求し閲覧することができました。このような活動があつて、幸い平成10年度7クラス、平成11年度は4クラスと減少してきています。

九州の各県も平成2年度までは同じような状況でした。しかし、40人学級の移行が終わった平成3年からは改善され、宮崎県だけが取り残されてきたのでした。今やっと実態的には九州各県並になったと言っていいでしょうか。しかし、まだ制度的には確立されていなくて問題を残しています。

◎定数内の教職員は正規採用職員に

もう一つの問題として、臨時採用の教職員が多いということがありました。

私たちの調査によると平成9年度522名、平成10年度529名、平成11年度505名となっています。私たちは臨時採用の先生がよくないと言っているのではありません。臨時採用の先生も正規採用の先生方と同じように学級担任としてまたは教科の担任としてその職務を果たしていらっしゃいます。しかし同じように働いていながら、賃金や身分保障に差があるのです。研修のための出張もありません。せめて定数内の教職員は安心して働くようにして欲しいと思います。この臨時採用を正規採用とするならば25億円の財源が必要です。

このように40人を上回る学級があるのも臨時採用の教職員が多いのも、理由は財源がないと言うことでした。

一方、シーガイアは創業以来毎年赤字を計上し、去る6月5日に発表された3月期決算によると累積赤字はさらに拡大し、1,218億円にもなったと言うことです。こんな破綻状態になったシーガイアに60億円もの公金を支出すると聞いて、もう開いた口がふさがりません。一緒に運動をすすめてきた人たちも

《どうして未来を切り開く子どものためにはお金を出さずに、破綻が目にみえている観光娯楽施設の私企業に60億円もの税金を出さなければならないの》



《もともとシーガイアは県民をあてにしてなくて、よその県や外国のお金持ちの人たちをあてにしてたんでしょう。私たちは、作る時から今のような状況になること心配して反対していたのに、知事や議会が反対を押し切って作ったのでしょうか。赤字になった今になって、公金投入なんてもってのほかですよ。》

《去年まで、知事さんは県議会で「県は出資額7,500万円を限度として責任を負うもの」と言ってきたのに、今度は60億円もの税金投入なんてとんでもない。》
と言って、一様に公金の投入には反対しています。

◎30人学級の実現のために使ったら – 国は40人学級の見直しを見送りました！

5月20日に、文部省は2001年度からの小中学校教職員配置の基本方針を発表しました。残念ながら国民の大多数が願い、ほとんどの政党が政策化していた30人学級の実現は見送られました。私たちは国が学級編成の基準を変え、給与の半額を補助するという方針を出さない限り、30人学級の実現は難しいと思います。国も税金の使い方を考えて欲しいものです。

でも破綻寸前のシーガイアに出すお金が60億円もあるのならば、宮崎県独自で30人学級の実現に取り組んだらどうなんだろうと考えたのです。文部省も、学級編成の権限を都道府県に移すと言っているので、できることではないのです。それで、私たちの会では、もし宮崎県で30人学級を実際に実現するにはいくらの財源が必要になるのか具体的に試算してみました。平成11年度に教育委員会が発行した「学校一覧」をもとに、40人学級で編成されている学級を30人を基準にして計算し直したところ、小中学校で1,100の学級増になりました。これを正規採用の教職員の給料で計算すると約95億円の財源が必要になります。すいぶん大きな金額になるとびっくりしました。しかし、方法はいくらでもあるのです。例えば小学1年生と中学3年生から年次計画で順次整備していくとか、先日文部省が発表した実態調査によると、「学級崩壊」がおきる事例が最も多かったのは、36人以上の学級だったということです。そうすれば、当面35人以上の学級をなくす方策も考えられます。また少子化現象で子どもたちの数が年々少なくなり、宮崎県でも先生方の採用人数を前年度より減らしています。こんなことも含めて考えると、私たちの試算よりもっと少ないお金になると思います。いずれにしても、破綻寸前のシーガイアに投資するより、未来を担う子どもたちの教育条件整備に使う方が、ずっと公益性も高く有効で、税金の使い道としては順当ではないでしょうか。

「学級崩壊」・「不登校」・「いじめ」など、今山積している教育の危機的状況を解決するために役立つとはっきりしている対策の一つが少人数学級です。何とかして実現したいものです。

以上の趣旨から、シーガイア支援のために支出した60億円は、県にすみやかに返還するように勧告されることを求めます。監査委員の賢明な判断をお願いいたします。

6. 大西 博隆 氏（都城市）

私は都城民主商工会の事務局長をしております。県民の一人として、また中小業者の営業と暮らしを守るために、業者の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

今回の60億円の公的資金が、破綻しかけているシーガイアの救済を目的として出されていること。そして、それが私たち県民の貴重な税金からの巨額の支出であるにもかかわらず、何の公益性も有しておらず、県民の理解や支持なしに投入されていること。このように県の公金支出がシーガイア支援にあることは誰の目にも明らかであります。県はあえて「本県の観光産業の振興のため」と言うなら、いま売上が伸びず・仕事不足・借金が返せない危機に直面している多くの県内の中小業者をこそ、救済すべきではないでしょうか。

都城の中小企業・中小業者の状況について述べますと、1997年(平成9年)商業統計調査によれば、都城・北諸の商店数は3,177店、平成6年の調査から3年間で166店も減少し、そこで働く従

業員412人が失業したことになります。宮崎県全体の商店数の減少は、商業統計調査では3年間で1,406店、従業員2,254人が失業しています。都城市は宮崎市・延岡市について三番目に多い減少数となっております。昨年の県内の倒産件数(負債総額一千万円以上)は179件、負債総額270億1,300万円、件数・負債額とも5年連続増加しており、いつどこが倒産に追い込まれるか分からぬ状況にあります。

都城の地場産業の一つに家具製造があります。私どもの会員であった家具製造の個人経営の社長さんは、朝から晩まで従業員と一緒に14年間やってこられました。事業をつぶしたくないと最後まで必死で働き、資金繰りをなんとかしようとしましたが、残念ながら不渡りを出し倒産してしまいました。その間、運転資金や高利決済資金のために政府が打ち出した、銀行の貸し渋り対策「特別保証制度」の申込みも行いました。こういう状態の事業所ですから、保証協会も保全のことを考えると保証する以上、当然担保と保証人となってしまいます。これが中小業者が借入するための条件であり、借りたものは返さなければなりません。本人が返せなければ保証人・担保でというのが常識であります。県の融資制度のなかに無担保・無保証人融資制度(条件として市県民税を完納していること)まではありますが、無期限で貸してくれる制度というのはありません。

ところが、フェニックス・リゾート社は税金を滞納しているながら、税金投入という恩恵を受ける。赤字経営に対してとなれば、なおさら許されないことです。県はこれまでにも、無担保・無保証人・無期限の60億円の融資をおこない、宮崎市とともに道路、下水道など周辺整備に460億円を使い、宣伝広告費に毎年2億円使ってきました。それに加え60億円の新たな巨額の税金を投入することを決めたことは、多くの中小業者や県民は納得できるものではありません。

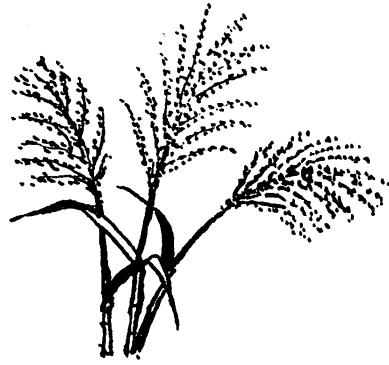
中小企業・中小業者の倒産では、金融機関の「貸し渋り」による融資が受けられずに、商工ローンや日掛け金融、サラ金等の高利に手を出し、高利決済と資金繰りに困って倒産する業者が増大しています。金融機関の「貸し渋り」対応から金融難を開拓するため、私たちの要求が実って、98年10月より、政府は20兆円の融資枠を予算化して「中小企業金融安定化特別保証制度」(特別保証制度)をスタートさせました。2000年4月よりさらに10兆円を拡大して融資期限を一年延長しました。この制度は、特定の条件以外の業者には、すべて保証する画期的な制度として、きびしい環境下で融資が受けられない中小業者にも、これまでの保証要件の緩和によって対応することが、この制度の趣旨になっています。

宮崎県の「特別保証制度」の実績は、九州・沖縄8県の中で平成10年10月から平成12年1月現在の保証承諾金額は572億400万円であり、宮崎県は最低であります。宮崎県に比べ、鹿児島県は件数で2.7倍、金額で2.5倍、また熊本県は件数で2.1倍、金額で2.4倍です。両県とも業者数は、宮崎県の2倍あるわけではなく、同じ「特別保証制度」の融資を受けるのに、宮崎県の中小業者は損をしていることになり、それだけ「特別保証」の公平な融資を受けていないことになります。

宮崎県の中小業者向け「融資制度」や「特別保証制度」は、信用保証協会が借入申込書の信用委託申込みに対して安心して保証できるかが問題になってきます。

シーガイアに投入する60億円の公的資金の内、10分の1の6億円を信用保証協会の「出損金」として予算化するなら、代位弁済等の補償を5%と考慮しても、120億円の融資保証ができるになります。信用保証協会のバックアップがあれば金融機関も安心して融資をすることができ、今日の中小業者のいのち綱である融資の道を大きく開くことができます。

もし、宮崎県が産業の振興と発展を考えているのであれば、すでに破綻状態にあるシーガイアを特別扱いするよりも、今日の不況に苦しんでいる県内の多くの中小業者にこそ、公的資金の援助助を強めることを申し述べて意見陳述といたします。



II 「シーガイア支援基金」住民訴訟の訴状

2000年2月18日に提出された住民監査請求の監査結果が、4月13日請求人に通知されました。この監査結果を不服として、602名(最終的には600名が受理)の請求人が、5月12日午前中に住民訴訟を提訴しました。同日午後には、9名がこの訴訟に共同訴訟参加し、7月4日現在の原告数は609名です。

当事者の表示
原告 菅谷幸則 外599名、被告 松形 祐堯
請求の趣旨 別紙のとおり
請求の原因 別紙のとおり

住民訴訟による損害賠償請求の訴

訴訟物の価額 金95万円(算定不能)
手数料額 金8,200円
予納郵券 金5,050円

2000年5月12日

原告ら訴訟代理人

弁護士 成見 幸子	弁護士 後藤 好成	弁護士 西田 隆二
弁護士 鍋田 萬喜雄	弁護士 成見 正毅	弁護士 吉田 孝夫
弁護士 真早流 踏雄	弁護士 松田 幸子	弁護士 中島 多津雄
弁護士 年森 俊宏	弁護士 成合 一弘	

宮崎地方裁判所 御中

* * * * *

請求の趣旨

- 被告は、宮崎県に対し、金60億円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から完済に至るまで年5分の割合の金員を支払え。
- 訴訟費用は被告の負担とする
との判決及び仮執行の宣言を求める。

請求の原因 [長いので次ページ以降に示します。]

証拠方法

- 甲第一号証 監査請求書
- 甲第二号証 監査請求の結果
- 甲第三号証 新聞記事
- 甲第四号証 資料集

添付書類

- 疎甲第一号証乃至疎甲第四号証写し 各1通
- 訴訟委任状 602通
- 宮崎県公報 1通

請求の原因

目 次

第1 はじめに

第2 当事者

第3 本件補助金の支出とその経過

県による「国際コンベンションリゾート宮崎振興基金」設立と補助金金60億円支出に至る経過

第4 本件補助金支出の違法性

1. 地方自治法第232条の2にいう「公益上の必要性」について
2. シーガイアに対する補助金支出と同支出における公益上の必要性の存否
 - (一) 事業活動において何らの公益性を認められない営利観光企業シーガイア
 - (二) シーガイアへの支援という補助金支出とその使用目的について
 - (三) 本件補助金の大半がシーガイアへ支給されることの不公平性について
 - (四) 本件補助金の支出方法と支出額の不適正について
 - (五) 県に財政的余裕が存しないにもかかわらず金60億円を無償で支出することの違法性
 - (六) 支出した補助金の検査、監視体制ないことの問題点

第5 被告の責任

第6 原告らの監査請求及び同請求棄却の事実

第7 結論

第1 はじめに

1. 平成12年1月21日、被告が宮崎県知事として、財団法人宮崎コンベンションビューローに対してなした金60億円の公金支出は「県内の観光産業の振興」を目的としてなされたとされている。

しかし、支出がなされた時機、動機、使途からして、その目的が主力銀行の融資停止を受け、経済的苦境に陥ったフェニックス・リゾート株式会社（以下単にシーガイアという）の支援にあることは明らかであった。

これは昨年6月にシーガイア平成11年3月期決算で累積赤字が金1,115億円と金1,000億円台を超えたことが公表され、昨年9月に主力銀行である第一勧銀がシーガイアに融資停止を通告したこと、これに伴いシーガイアが債権者等への返済ができなくなり、宮崎県・宮崎銀行等へ返済猶予を求めざるを得ない段階に至る一方、従業員への給与支払や取引業者への毎月の支払い等にも支障が生じること等、シーガイアがこのままでは倒産の危機を招きかねない経営破綻というべき状況に陥ったという事態を踏まえ、このシーガイアへの緊急の援助の必要から今回の基金設立・公的資金の支出構想が宮崎県から突然持出されてきたというのが真相である。

2. 先に述べるようにシーガイアの経営は、開業以来、毎年金200億円前後の赤字を計上しており、減価償却、借入金返済分を除いた営業段階の収支においてさえもこれが黒字になったことは開業以来一度もなく、まさに営業を続ければ続ける程累積赤字が増大する構造的な破局経営であった。

昨年9月の主力銀行（第一勧銀）のシーガイアに対する融資停止決定措置は、このような恒

常的赤字経営の中で毎年不足する運転資金、借入金返済資金等を補填するための融資を辛うじて続けていた第一勧銀が、シーガイアがもはや回復不能の経営破綻状態にあると判断した上で融資停止決定にふみきったという意味でまさにその破綻が決定的段階に至ったことを示している。

そもそも営利目的の観光企業にすぎないシーガイアに金60億円もの公金を無償で投入すること自体何らの公益性も認められないものであるが、このように、完全な経営破綻状態に陥り、経営の客観的数字からしても再建の見通しも立ちようがないシーガイアに対して、60億円近くもの国民、県民の税金が投入されてもそれは文字どおりの捨て金にしかならないことは誰の目にも明らかであった。

以上のような現実を敢えて一切無視し、「県の出資分以上の税金の投入はあり得ない」との県民への公約をかなぐり捨ててまで被告が強行した今回の公金投入は無責任極まりない行政の無謀な暴走という他ない。

3. 宮崎県は破産申立件数（人口比）において全国2位となっていることにも示されているように、長引く不況の中で県内の多くの業者や県民は経済的苦境に立つことを余儀なくされており、多くの県民が節約と苦労の中で税金も納めてきている。又、当の県自身も毎年数百億円規模の借金（県債）を重ねざるを得ない借金財政であり、累計7,400億円もの累積負債に苦しんでいるのである。

このような状況下で、60億円近くの県の公金を既に経営が破綻し経営改善計画も未確定の状態にある特定の営利企業のために無償で投与することはまさに前代未聞であり、いかなる理由があろうと許されるものではない。

このような被告の行為は、県民にとって公益上の必要性が存するどころか背信的な不法行為というべきものであり、これによって宮崎県と県民が受ける損害は莫大なものがある。

このような無謀がこのまま見過され将来も繰返されるようなことになれば既に巨額の負債を抱える県の財政までもが文字どおり破綻し、県政ひいては県民の生活への影響は計り知れないものとなろう。

そこで原告らは、宮崎県民として、貴重な国民・県民の税金を財源とする行政にこのような理不尽は到底許されないと強い思いから本件につき住民監査請求をなしたものであるが、同監査請求が棄却されたために県の受けた損害の回復を求めて本訴に及んだものである。

第2 当事者

1. 原告らはいずれも宮崎県内に居住する宮崎県民である。
2. 被告は、平成11年7月18日に宮崎県知事に選出され、以降今日まで宮崎県知事の役職にあるものである。

第3 本件補助金の支出とその経過

県による「国際コンベンションリゾート宮崎振興基金」設立と補助金金60億円支出に至る経過

- (1) 被告を代表者知事とする宮崎県は平成11年11月16日、宮崎県内の観光・リゾート産業支援のため金100億円規模の「国際コンベンションリゾートみやざき振興基金」の開設を検討していることを明らかにした。右構想についての県の説明では、観光客減少や資金調達で苦境に陥っている県内の観光業者を支援するのが目的で、金100億円の基金は県が金60億円を支出、その余の金40億円については宮崎市・その他の周辺自治体と民間で拠出することによりまかない、基金の管理運営は、財団法人宮崎コンベンションビューローが行うというものであった。
- (2) このような県による振興基金の開設構想の公表は、「県内の観光リゾート産業の支援」という県の表むきの説明にも拘らず、それが、経営破綻に陥ったフェニックス・リゾート株式会社の支援にあることは誰の目にも明らかであった。このことは翌11月17日ないし18日

県の中野広明商工労働部長からの説明を受けた地元各紙（全国紙地方版を含め）が、県が振興基金設立によって経営危機に陥つシーガイアの支援のために公的資金投入の方針をうちだしたことを見出しに掲げて、これを一斉に報じたことにも象徴的にあらわれている。

即ち、各紙はその見出しに「シーガイアに公的資金」（11月17日付宮崎日日新聞）、「シーガイア支援（基金・宮崎県が60億円投入）」（11月18日付毎日新聞）、「シーガイアに県が支援基金・公金60億円に賛否」（11月18日読売新聞）「シーガイアに公的資金・抜本改善に疑問符」（11月18日日経新聞）「県のシーガイア支援基金構想宮崎市長は慎重姿勢」（11月19日西日本新聞）等と掲げて、いずれも県の振興基金構想が専らシーガイアの支援のために公金投入の目的で打出されたことを報じている。

- (3) 以上のような県内報道機関の報道、解説等をみるとまでもなく、今回の「振興基金」設立の目的が、シーガイアへの公金投入にあることは明らかであった。

県の本件基金構想は從前から存在していたものではなく、昨年11月に突然持出されたものであるが、その背景には

- ① 増大し続けていたシーガイアの累積赤字が平成11年3月期決算において金1,115億円と金1,000億円の大台を越えたことが平成11年6月に公表され、平成11年9月に主力銀行である第一勧業銀行が、シーガイアへの融資停止を決定したこと
- ② このためシーガイアは債権者への一部返済不能や運転資金不足状態に陥り、宮崎県や宮崎銀行からの借入金への平成11年度分の返済や宮崎市への固定資産税（金9億円）の支払ができなくなる一方、従業員への給与支払い、取引業者への毎月の支払等に支障が生じるという経営破綻状態に陥ったこと

等の事情が存していることは疑いない。

このことは被告自身も基金構想と公的資金投入を決断した動機について聞かれ、「今年9月に第一勧業銀行からの融資がストップになり、（シーガイアの）経営不安が明確になったことが大きい。」（宮崎日日新聞99年11月18日）と答えていることをはじめ、その後開かれた県議会での被告や県幹部の答弁等にも端的にあらわれている。

- (4) 宮崎県議会の本件公金支出に関する補正予算可決に至る経緯は以下のとおりであった。

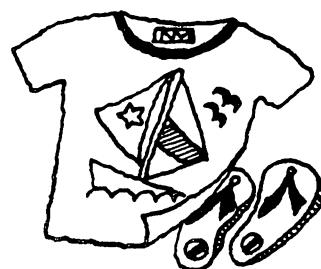
- ① 県の基金設立案は、平成11年11月28日、被告によって定例県議会に提案された。
- ② 被告は、その後の平成11年12月7日に行われた県議会での一般質問に対し本件基金について、「シーガイアの経済波及効果は大きく、本県にとって必要不可欠な施設。支援は今回限り。」と事実上シーガイア支援を目的とした基金であることを認めた答弁をし、又続いて同県議会の答弁に立った県の中野商工労働部長は「シーガイアに基金100億円のうち50～60億円を補助する」とし、今回の基金創設について「（シーガイアに）新たな融資が困難な状況を背景として、（シーガイアの）経営改善計画により経営が安定するまでの間、支援が必要として今回の事業となった」と説明した。

更に中野部長は、平成11年12月13日に行われた県議会商工建設常任委員会において、シーガイアの「現金・預金」不足（赤字）が平成12年度は金56億8,600万円に膨らむことから、「この赤字（不足分）が（シーガイアに）当面必要な資金と理解している。」と答え、「シーガイアには50～60億円投入したい。」と答弁していた根拠を示した。

- ③ 又、平成11年12月9日の県議会で、被告は基金開設による公的資金投入に踏みきった理由として「支援がなければサミット外相会合に重大な影響を及ぼす」と答弁して、支援の主目的が、サミット外相会合の会場に予定されているシーガイアの支援にあることを明らかにした。

- ④ 県議会も、当然のことながら本件基金の主目的がシーガイアへの公的資金投入にあると受けとめ、同案の議会での審議の中心は、金60億円近くの県の公金がまさにシーガイアへ補助金として投入されることの是非をめぐって行われた。

そして、基金案を審議した平成11年12月16日の県議会商工常任委員会で、県は、シーガイアに対して、平成12年3月までに金25億円、同年上半期に金17億円、同



年下半期に金16億円の計金58億円の公的資金を分配投入する計画であることを明らかにした。

- ⑤ 県議会商工常任委員会では、シーガイアへの公金投入の是非を検討するための参考人として、シーガイア副社長の中村 浩・財団法人宮崎コンベンションピューロー理事長の塩見一郎を招致して、予算審議では異例とされる参考人質問を行い、シーガイアへの公的資金投入で経営改善が可能か等をただした。
- ⑥ 県議会本会議の議決に先立つ県議会商工建設委員会の審議は前日の12月17日から紛糾し徹夜の形で行われた。そして17日深夜の同委員会には被告とシーガイアの中村 浩・海老原正徳両副社長が急遽異例の出席をし、中村副社長らがシーガイアの再建計画実行の決意を表明し、「支援を県にお願いしたことで県民の皆様と県議会の皆様に深くお詫びします。」とあいさつ、被告も「私の政治生命をかけてシーガイアの再生に全力で取組みます。」と決意を表明した。その後の翌4月18日未明に商工常任委員会としての議決がなされた。

以上のような審議をふまえ、平成11年12月18日定例県議会は本件振興基金創設に要する経費として金60億円の補正予算を可決した。

- (5) 県議会議決後の被告による本件公金支出の経過は次のとおりである。
 - ① 平成12年1月14日、被告は県知事として国際コンベンション・リゾートみやざき振興事業補助金交付要綱を定めた。
 - ② 平成12年1月17日、被告は、宮崎県補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下単に県補助規則という）第四条第一項に基づき本件補助金金60億円を財団法人宮崎コンベンションピューローに対して交付することを決定した。
 - ③ 平成12年1月21日、被告は県知事として、財団法人宮崎コンベンションピューロー理事長に対し、県の公金金60億円を支出した。
- (6) なお、県から本件基金の交付を受けた財団法人宮崎コンベンションピューローにおけるシーガイアへの補助金支出に至る経緯は次のとおりである。
 - ① 平成12年1月18日、フェニックス・リゾート株式会社代表取締役社長は、財団法人宮崎コンベンションピューロー理事長に対し、補助金交付申請書（申請書金58億円）を提出した。
 - ② 平成12年1月21日、被告は「フェニックス・リゾート株式会社の平成12年3月までの資金不足額は25億円と認められる。」との基金審査委員会の意見に基づき、財団法人宮崎コンベンションピューロー理事長に対し、補助対象者（フェニックス・リゾート株式会社）及び補助額（金25億円）の認定の通知を行った。
 - ③ 平成12年1月24日、財団法人宮崎ピューローの理事会において、本件振興基金補助事業による補助対象者（フェニックス・リゾート株式会社）及び補助額（金25億円）が決定された。
 - ④ 平成12年1月25日、財団法人宮崎コンベンションピューローは、フェニックス・リゾート株式会社に対し、金25億円を支出した。

第4 本件補助金支出の違法性

1. 地方自治法第232条の2にいう「公益上の必要性」について

- (一) 今回の公金支出は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定めた地方自治法第232条の2に基づいて支出されたものである。

そもそも同法に基づいて地方公共団体が行う補助金の支出の対象とされるのは、主に地方公共団体以外の私人・私企業等であり、しかもそれは反対給付を受けることのない無償の交付である。従って、主に特定の私人・私企業だけに補助金の交付をする場合、補助金を受けられない者との間に不平等な状況が生じるおそれがある。

しかも補助金の財源は国民・県民の税金であるのに、これを費消するのは補助を受ける私人・私企業である。従って、公金支出にあたってはとりわけ濫費の防止がはかられ、住民に対する公金支出の公開性、即ち十分な説明と納得がはかられていなければならない。

以上のような観点からみて、地方自治法第232条の2にいう「公益上の必要性」があるというためには、

- ① 地方公共団体に財政上の余裕があること。
 - ② 公金の支出目的・趣旨が公益性を有すること。
 - ③ 補助の対象となる事業活動内容が地方公共団体やその住民の大部分の利益につながること。即ち、補助対象者が住民の利益につながる公益活動を行い、補助金がその公益活動に役立つこと。
 - ④ 支出の方法・支出額が相当であること、即ち支出の使用目的が明確になっており、その目的に対し必要最小限度の方法・金額にすべきこと。
 - ⑤ 支出が行政の公正さ（平等原則）を損なわず、特に補助を受けられない者との間に不平等を生じないこと。
 - ⑥ 支出手續が適法になされ、その使用について事後的な検査・監視体制が十分に整備されていること。
- 等の点が認められなければならない。

(二) ところで、第三本件補助金の支出とその経過の中で明らかにしたように、本件補助金が金1,115億円の累計赤字をかかえて主力銀行の融資停止を受けもはや借入金の返済、税金の支払いや運転資金にも窮する経営破綻状態に陥ったシーガイアの支援をその主要な目的にしていることは明らかであるといわねばならない。

従って、法232条の2にいう本件補助金支出における公益上の必要を論ずるにあたっては、まさに、本件補助金の大半がシーガイアの経営に対する補助金として位置づけられその目的に使用されることを念頭においた上で、検討しなければならないことはいうまでもない。

(三) しかし、(一)で述べたような公金支出に地方自治法232条2にいう「公益上の必要性」が認められるための諸条件を、今回の公金支出について具体的に検討すると、そのいずれについてもこれに当てはまるどころか、これらを著しく逸脱していると考えられるものばかりであって、シーガイアを支援目的にした今回の公金支出が法に定める「公益上の必要性」を到底満たしていないことは明らかである。

以上に述べた観点を踏まえ、今回の公金支出の違法・不当性について以下具体的に述べる。

2. シーガイアに対する補助金支出と同支出における公益上の必要性の存否について

(一) 事業活動において何らの公益性を認められない営利観光企業シーガイア

(1) 公益性のない営利観光企業シーガイア

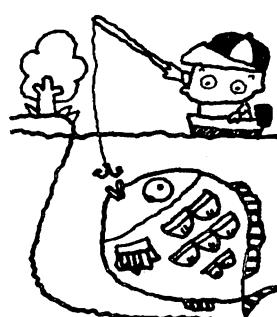
補助対象となるシーガイアの事業に公益性がないことは以下の四点をみても明白である。

① そもそも公益性とは、住民の利益に役立つという意味では公共性より一段と住民への利益性が強く求められる概念であり、その事業体に公益性が認められるには事業活動が住民の利益・福祉に密接かつ直接に役立ち得るものでなければならない。

しかしシーガイアの事業内容は、高層ホテル・ドーム型人工海浜プール・高級ゴルフ場を中心とする観光娯楽施設であり、事業自体は株式会社として営利を目的とする私企業以外の何ものでもない。しかも、シーガイアは県外観光客を主な対象としていること、利用料金も全体として高いこと、ホテル・ゴルフ場と人工海浜プールが主力である等県民が長期滞在して気軽に利用できるような施設ではない。

② このように、シーガイアはその事業活動が県民の生活や福祉にとって直接的に役立ち得るもののは何一つ存していない。

シーガイアで利用者が享受できるのはテニス・ゴルフのプレー、ホテルの宿泊と食事、人工海浜プールでの遊泳、会議の開催等であって、このような観光娯楽施設に公益性があるというのであれば、程度・規模の差はある、県内のゴルフ場・ホテル・旅館・有料屋内プール施設等にはことごとく公益性を認めなければならなくなる。しかも料金が安く、近くにあり、県民が気軽に利用しやすいという点からすると、シーガイアよりもはるかに県民の役に立ってい



る観光施設も多くあろう。

- ③ 以上のように、シーガイアに公益性がないことは宮崎地裁のシーガイアに関する情報公開訴訟（平成7年行ウ第2号 公文書一部非開示決定処分取消請求事件）において、被告としてシーガイアの経理内容の開示を求められた県自身がシーガイアは私企業にすぎず、公共性・公益性がないと強調し、経理の開示を拒む理由にしているところである。

又、一ツ葉リゾート訴訟の宮崎地裁判決（平成3年行ウ第4号保安林内開墾作業許可処分取消請求事件）もシーガイアの本質が観光娯楽施設であり、公益性は備えていないと明確に判示している。

- ④ なお、県や市が資本出資することにより第三セクターになっていることが、事業に公益性を与える理由にはならないことはいうまでもない。

問題は、事業の内容自体に公益性が存しているかどうかであって、むしろシーガイアのように何らの公益性も認められず、経営体としてみても当初から経営の見通しもないような営利観光企業に自治体が安易に出資することの方が間違っている。

このように、シーガイアの事業内容に何らの公益性も認められないことは自明であるが、シーガイアが潮害防備保安林として200年以上にわたって守り育てられてきた広大な松林を破壊し、その自然破壊の犠牲の上に建設されていることを考えると、公益性があるどころか、その設立の過程や存在そのものが反公益的であるといつても過言ではない。

即ち、広大なゴルフ場を含むシーガイア建設のために10万本の松が伐採され、松林の防災林としての機能は大きく破壊されたため、後背地住民は海岸からの津波・塩害等の日常的危険にさらされることになったのである。

シーガイアが倒産し、もし建築物も含めて野ざらしの状態のままで荒廃するようなことになれば、シーガイア開発のためになされた自然破壊はまさに無残な形で放置されることとなり、元の松林に復旧するまでにはおそらく50年近くの歳月と莫大な費用を要すると考えられるのである。

このような意味ではシーガイアは、住民にとりむしろ反公益的であるとさえ言いうものである。

- (2) 売上・雇用創出・集客力の高さがシーガイアの事業に公益性を与え、これを特別扱いする理由にはならない。

県は、今回の公的資金のほとんどを専らシーガイアに投入する理由として、「シーガイアの売上が県内に250億円の波及効果をもたらしている他、シーガイアは県内で最も集客力が大きく、県内の他の観光地への大きな波及効果があり、大きな雇用の創出があり、本県の観光リゾート施設の中でも大きな役割を担っている。」（県広報 平成12年2月号）ことを掲げている。

しかし、シーガイアを訪れる観光客が他の県内の観光地を訪れるとは限らず、波及効果は余りないという指摘もなされている。逆に、シーガイアが今後集客を狙って利用料金の低減化をはかることにより県内の他のホテルをはじめとする中小観光業者が客を奪われたり、競争により料金引下げを余儀なくされる等、不況の中で一層の苦境に陥る危険も心配されている程である。

しかし、百歩譲ってシーガイアが売上額が多く集客力がある、雇用の創出がある等で、仮に県内の産業の振興の中で大きな役割を担っているものと評されるとしても、シーガイアを特別扱いし、これに無償で金60億円もの公金を投入することを正当化することは許されない。

高い売上高と集客力と多くの雇用を有している県内の企業はシーガイア等の観光施設に限らず、銀行等の金融機関・デパート・ホテル・工場等々県内には他にも多くの有数の企業があるのであって、もし県のいうような論理が許されたしたら、程度の差はある、県は県内の多くの企業に、経営の支援・救済のために数億から数十億円単位の公的資金を次々と投入しなければならないこととなる。

現に、県内の宮崎交通や橋ホテルを買収した第一不動産等から公的支援や公的資金の投入の要請がなされているが、もし、今回のシーガイアへの公的資金の支援が認められその前例をつくることとなれば、今後このようにしてなされる県内の企業からの経済的逼迫を理由とした公的資金の投入の求めを拒否する理由はなくなるということとなろう。

現実にも県内の有力企業がいかに経営的に厳しくとも、県がそのためにわざわざ基金を創設し、億単位の公的支援をなした例はないのである。

(二) シーガイアへの支援という補助金支出とその使用目的について

(1) 捨て金となる経営破綻企業シーガイアへの公金投入

シーガイアは明らかな経営破綻状態に陥っており、今日時点での公金投入は明らかな捨て金である。シーガイアが経営破綻状態にあることは以下の点からも明らかである。

① シーガイアは創業以来、毎年200億円前後の赤字を計上しており、創業開始僅か5年の平成11年3月期決算で金1,115億円の累積赤字、総額金2,680億円の巨額の負債を抱えている。

② シーガイアの破綻は、以上の負債の状況の他、次のような点に現われている。

- i 平成11年9月に主力銀行第一勧銀が融資停止決定をなしている。
- ii このままでは従業員の給料支払困難及び取引業者への支払困難とシーガイア幹部が発言している。
- iii 平成11年9月の宮崎銀行への債務返済停止（猶予申請）
- iv 県に対する債務の返済停止
- v 市税、固定資産税金九億円の滞納

③ シーガイアの売上・利用人員は、共に毎年減少傾向にある。

シーガイアは全面開業年の平成7年度に利用人員285万人で、金219億円の売上高をあげたことを最高に（なお、この年でも金220億の赤字を計上した。）、その後は利用人員・売上高共に一度たりとも前年度の水準を保つこともできず、毎年確実に減少していっており、シーガイアの平成11年度最終見込みでは利用人員211万人、売上高金181億円となっている。平成7年度から平成11年度（見込み）までの四年間で利用人員にして毎年平均18万5,000人、売上高にして毎年平均金38億円の減少を続けているのである。

このように、シーガイアの経営破綻が構造的なものであり、先に述べた経営破綻状態が回復する可能性が存しないことは、これまでの経営収支に関する客観的数字が雄弁に物語っている。

シーガイアは、防潮保安林の10万本の松を伐採するという前代未聞の自然破壊を行い、金2,000億円もの巨費を投じて建設されたものではあるが、その経済的実態は、文字どおり「砂上の楼閣」と呼ぶにふさわしいものであった。

(2) 営業を続ける程、累積赤字が増大するシーガイアの破局経営

① シーガイアの平成11年度見込みでは、全従業員の二割に及ぶ給与カット、県や銀行等への11年度の返済分の支払停止を考慮に入れたとしても、なお約金126億円の経常赤字（従って、本年3月期決算で累積赤字は約金1,241億円になる見通し）となる見通しとされている。

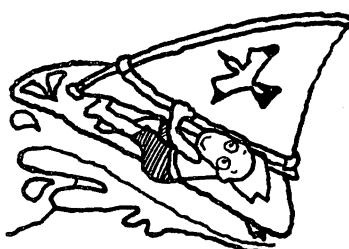
このことは、平成11年度も金130億円の借入あるいは公金投入等他から運転資金の注入がないと運営が存続できないことを示している。

第一勧銀の融資条件は営業利益段階での単年度黒字であるといわれるが、このように平成11年度に単年度黒字になることは到底望むべくないのであって、今年度に第一勧銀から赤字補填のための融資を受けられる可能性はまず考えられない。

② 平成12年度についてシーガイアが立てた収支計画によると、前年度より10万人増の221万人の利用人員を見込んでいるが、これを前提にしても営業利益段階でも金13億7,000万円の営業赤字、償却後の収支では約金109億円の経常赤字となっている。

前述のようにシーガイアの利用人員は、毎年平均18万5,050人減少してきている状況であり、このような毎年の利用減の状況（ちなみに、全面開業時以来利用人員が前年度の水準を維持できたことも一度もない。）が平成12年度以降に逆に利用増に好転していく材料は見当たらず、今後の収益増はおよそ考えられないことである。

ちなみに、シーガイアの経営改善計画策定期間中



の平成12年度の収入計画において、営業利益段階で単年度黒字となるには金198億6,200万円以上の売上高を確保しなければならず（平成12年度の営業経費は計画では金198億6,200万円となっている。）、そのためには利用料金の低減化を無視したとしても、平成9年度実績である260万人の利用人員（この時売上高金198億9,000万円）が確保されなければならない。しかしこれには、平成11年度見込利用人員211万人からすると約50万人の利用者増がなければならぬが、これは利用客が毎年確実に減少してきているじり貧の現状からみて、到底実現不可能と思われる数字である。

- ③ 更に、営業利益段階ではなく、減価償却、負債の返済も含めた上で経常利益を生むためには約金330億円の売上を上げる必要があるが、そのためには（これまでのシーガイアの利用人員と売上の関係をみると、利用一人あたり平均金7,500円の売上が計上できるが、これから考えると）年間440万人の利用人員が見込めなければならない。しかし、金330億円の売上も440万人の利用人員も、シーガイア開業最高時（285万人）の1.5倍の数字であり、これまた現状からすると到底望むべくもない天文学的数字である。

このようにシーガイアは、今後年間収支が黒字になることはおろか、営業利益段階での単年度黒字さえも全く望めないものであり、その負債の大きさからみてもその倒産はまさに時間の問題という他ない。

倒産の可能性が極めて高い企業に無償で公金を投入援助して、どのような公益性があるのか。県民にどのような利益をもたらすというのだろうか。

- ④ そもそも公金支出に公益性が存するか否かという議論は、支出の対象たる企業が将来にわたって存続して事業活動をなし、それが県民に対し直接的な利益（福祉等）をもたらすことが前提とされているのである。

しかし、シーガイアのように既に明らかな経営破綻状態にあり、今後の事業どころか近い将来の存続自体も危ぶまれているような企業に対する補助金支出は、それ自体が「公益性」を論ずる前提そのものを欠いていると言う他ない。

もし、近い将来シーガイアが破産した場合、今回の金60億円の支援で利益を得るのは県民ではなく、少しでも回収額が増える銀行等シーガイアの債権者だけにすぎない。

シーガイア自身がたてた平成12年度の収支計画からしても、たとえ市税の滞納、銀行、県からの借入債務の支払停止の状態のままであっても、金42億円もの莫大な経営赤字が出ることとなっており、平成13年度も再び営業資金が大きく不足することとなる。このように来年も運転資金に不足が生じたら主力銀行の融資停止の状態で今度はいったい誰がこれを支出・補填するのか、支出できなければ倒産を考えるしかないことになろう。

このように考えると、県の論理からすれば、県は来年もシーガイアの経営破綻を避けるために再び巨額の公金投入をせざるを得ないということにもなりかねないのである。

（3）自治省「第三セクターに関する指針」にも反するシーガイアへの公金投入

平成11年5月20日、自治省は全国の少なくない第三セクターが赤字の累積等により経営が深刻化しているものがみられるとして「第三セクターに関する指針」（自治政第45号）を全国の自治体に通達した。

これによると、第三セクターの経営が「深刻な経営難の状況にある場合は、経営改善の可能性を検討した上で第三セクター方式での事業の存廃そのものについても判断すべき」（第4の1）とし、又、「経営の悪化が深刻であり、かつ将来の経営改善の可能性がないと判断されるものについては問題を先送りせず、早急に対処方針を検討」することを求めている。

そして、自治省は同通達で第三セクターの経営の予備的診断の参考例を挙げているが、これによると、単年度黒字とならず、累積欠損金が自己資本を超過（債務超過）し、しかもその欠損が事業計画どおりの累積欠損でない場合は「深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは事業の存廃をも含めた検討が必要」とされるCランクにあたるとしている。

このような自治省が示した経営の予備的診断基準からしても、累積欠損金が金1,100億円を超える空前の債務超過企業であるシーガイアは、まさに問題を先送りすることなく、直ちに経営そのものの存廃を検討しなければならないCランクの段階になっていることは明らかである。

自治省は、同通達において第三セクターの「債権債務関係の整理にあたって、地方公共団体は出資の範囲内の負担…にとどまるというのが原則で、過度の負担を負うことのないようにす

べき」とも指摘しているが、このような自治省の通達の趣旨からしても今回のシーガイアへの金60億円近くの公的資金の投入は、自治省の指導にも著しく反する違法なものである。

(三) 本件補助金の大半がシーガイアへ支給されることの不公平性について

- (1) 今回の公的資金金60億円のうち、シーガイアは金58億円の交付を求めており、県の中野商工労働部長の県議会における答弁からしても県もそれを予定しているものと考えられる。

そうだとすると、公的資金の96.6%がシーガイアに投入され、残り全部を投入したとしても他の観光業者（企業）には全部合わせても金2億円（全体の3.3%）しか交付されないこととなる。

これは、不況の中で低迷する本県全体の観光・リゾート産業の振興のための支援基金の設立として支出された今回の公的資金の使用の仕方としては、極めて不公平である。

シーガイアの他にも県内には多くの有力な観光地と観光業者があり（ゴルフ場もこれに加えると更に多くなる。）、今日の長引く景気低迷の中で厳しい経営状況が続いているのはシーガイアだけではないことは、あらためて言うまでもないことである。

ちなみに、県の広報誌によると、平成10年度の観光客総数約1,200万人、観光で消費した金額は約1,100億円と報告されているが、シーガイアの報告書によるとシーガイアの利用人員230万人、シーガイアの平成10年度売上高は金193億円となっており、シーガイアは観光客数で全体の19%、売上高で全体の17.5%にしかすぎない。

- (2) 今回の公的資金の支出の趣旨が本県の観光リゾート産業の振興のための基金の設立にあるというのであれば、本来は支援の対象とすべき業種・事業内容・事業者と支援による効果、支援の程度等を慎重に検討した上で、最も公平かつ有効な仕方で援助を実行すべきである。

しかし、今回の公的資金の投入はその決定の動機・経過からして経営破綻に瀕しているシーガイアの救済としてなされており、「県内の観光・リゾート産業の振興のための基金」という、いかにも公共的であるかのような支出の名目とは裏腹に、公的資金の支出としてはきわめて不公平であり、基金の運用の仕方としても前例を見ない、異常という他ないのである。

(四) 本件補助金の支出方法と支出額の不適正について

- (1) 本来、公金の支出がなされるにはそれだけの金額の支出の必要性及び支出金額の具体的な使用目的が事前に県民の前に明らかにされていなければならないし、その上で県民の理解と納得を得られるだけの十分な説明がなされなければならないはずである。

しかも基金として活用する以上は、基本的にはその利息の活用かせいぜい期限付の貸付けによる等して、基金そのものを直ちに費消し消滅させてしまうやり方ではなくて、基金を長期間存続させるやり方で運用すべきである。

ましてや60億円近くの巨額の公金を経営危機に陥っている私企業の経営支援のために無償で投入しようというのであれば、まずその企業から予め経営改善計画を求め、その企業の経営改善計画の実現可能性があるかをよく吟味した上で、経営改善のためにどのような理由でどのくらい必要なのか、そしてそれがどのような使われ方をするのかを予め明らかにして、これを県民にはかるべき問題である。しかも、その際県民の理解と納得を得るための十分な説明と議論を経るべきであることはいうまでもない。

しかし、今回の支援基金構想は昨年11月中旬頃に初めて県民に明らかにされたものであるが、支援対象とされるシーガイアの経営改善計画も具体的には示されてはおらず（それは、これから策定させるということのようではあるが）、

従ってその支援資金の必要額・用途も殆ど明らかにされないまま構想公表からわずか一ヶ月で支出が決定されている。これでは多くの県民が納得しないのはあたりまえである。

- (2) 支援基金への協力を県から求められている宮崎市の津村市長は「基金の使い道や効果が明確でなければいけない。税金の運用は県民の支持がないとできない。」



との見解を示しているが、まさにそのとおりであり、この点でも今回の公的資金の投入は税金の支払者である県民の理解も支持も全く得られていない不当なものである。

ちなみに、今回の公的資金の支出については、昨年12月に宮日新聞の世論調査がなされたが、これによると57パーセントの人が支出に反対の意を示している。

県からシーガイア支援のための今回の基金への協力を求められた宮崎市周辺の町長・市長がいすれも支援への即答を避けるか、資金投入に難色を示しているのは財政的に余裕のないこともさることながら、今回の支援が住民の理解を得られないことを認識しているからではないかと思われる。これは「財政的な余裕はなく、町民の理解が得られるような説明ができる資金投入は難しい。」とした落合清武町長の発言に端的に示されている。

(五) 県に財政的余裕が存しないにもかかわらず金60億円を無償で支出することの違法性

- (1) 県は現在、県の借金である県債残高が金7,400億円を超えており、これは毎年金200億円返済しても完済までに元金だけみても約37年かかる負債額である。

しかも、県の負債は減少するどころか、平成10年度に前年度比金772億円の増加、平成11年度に前年度比金360億円の増加と毎年金300億～金700億円近く増加しつつある借金財政である。要するに、県は借金が返済できるどころか、今日では毎年数百億円近くの借金をしないと財政的にやっていけない状態に陥っているのである。

県自身がこのような極めて厳しい財政赤字の状況下にありながら、破綻状態にある一私企業のために金60億円もの貴重な国民・県民の税金を投入する余裕は存在するはずはない。このような状況で、敢えて投入を強行すればそれは県の財政赤字を更に悪化させ、結局はそのつけは全て県民に回ってくるだけである。

- (2) 今回の公的資金投入については、県はシーガイアのある宮崎市周辺の市町村に基金への参加（公金投入）を呼びかけているが、新聞報道によると、清武町、佐土原町、高岡町の各町長が財政に余裕がないとか、町財政が厳しいとしている。まさに、このような町長の反応こそ国民・住民の税金を預かり、いすれも厳しい財政状況の中で住民のための支出のやりくりを真剣に考えている自治体の正常な対応であり、自らも金7,400億円もの債務にあえぐ県が、金60億円もの巨額の公金を構想・公表からわずか二ヵ月で支出することは県知事や議員個人の資産でないからこそできる無責任かつ異常な財政感覚という他ない。

- (3) 百歩譲って、仮に県として金60億円の公金の援助が必要だとしても、それが金60億円という巨額であること、又、県の財政状況が厳しいことを考えると、それは貸付若しくは増資という形にして県の資産としての減少を極力避ける方法をとるべきであるが、今回はそのような点は当初から検討しようともせずに全額丸投げというべき完全な無償の供与である。この点でも税金の使い方としてまさにシーガイアのためにはなりふり構わないとでもいうべき極めて不当なものという他ない。

(六) 支出した補助金の検査、監視体制ないことの問題点

- (1) 財団法人宮崎コンベンションビューローは、そもそもは会議・催しの県内への誘致等のために設立され活動をしてきた民間組織であり、基金を管理・支出・運営するような事態は定款にも何の記載もされていなかったことからも明らかのように、全く予定だにされていなかった組織である。

従って、同財団は数十億円もの基金を管理・支出する経験も能力もそもそも有しておらず、その基金管理能力は極めて疑わしいものがある。

しかも、これは財団法人とはいえ、私的な一民間団体であるにすぎず、支出される基金の金額が数十億円の規模であるにも拘らず、同財団に基金の管理・支出については通常県の支出の場合に必要な県議会の同意・承認も必要ない等、県議会や監査委員の監督機能も全く及ばない。

- (2) 基金の管理・支出は結局、このような財団法人宮崎コンベンションビューローに一任された形となっているが、これでは財団法人宮崎コンベンションビューローの役員（理事）の考え方次第で基金の使途が県民の意思に拘束されずに自由にできることとなり、その恣意的運用も可能となる（同財団の基金支出・運用に不正があっても、県民はそれに対し、情報公開

請求も住民監査請求もできないのである。）。

ちなみに、財団法人宮崎コンベンションビューローの役員は、理事長の塩見一郎がシーガイアの設立発起人の一人であると同時に、シーガイアの株主の宮崎ガスの会長を務めているのをはじめ、シーガイアの株主である宮崎交通・宮崎銀行の役員・元役員が理事を務める等、理事の少なくない部分がシーガイアの出資している会社の代表者あるいは元代表者もしくはシーガイアの設立発起人であり、しかもシーガイアの副社長中村 浩

や元副社長浦部晃一が理事に名を連ねている。このようなシーガイアの関係者が理事の中に多数存する状態で、財団法人宮崎コンベンションビューローが基金管理・支出の公正な判断ができるか極めて疑わしいところである。

- (3) そもそも基金を管理・運営するような目的・義務は同財団法人の設立当初から予定されておらず、従って定款にも記載されていなかったような団体であったものを、その定款を大急ぎで変更させたことも異常であれば、県内の観光産業振興のための基金としながらその殆どを特定の企業のために丸投げの状態で一年間で無償投入してしまうというのも基金の活用法としては異常という他ない。

しかし、被告を知事とする宮崎県が他の多くの自治体が行っているように、県が支援対象であるシーガイアに直接公金を投入することを避け、このような通常では考えられないやり方を敢えてとり、県議会の疑問の声にも耳を貸さずにこのやり方に固執したのは、まさに本件公金をシーガイアに直接投入することが公益性を欠き違法となることを当の被告自身が熟知しており、違法な公金投入に対する県民からの責任追及を免れようとしたのではないかと考えざるを得ない。

これに対して、県議会商工建設常任委員会は公金の運営・管理に県議会のチェックが及ばない県の原案に難色を示し、12月16日に県が直接基金を管理して公的資金を投入するという対案まで提示したが、県はあくまで同委員会の対策を受け入れようとしたのでなかったのである。

同委員会との審議のやり取りを報道した宮崎日日新聞（平成11年12月17日付）は、「原案を提案した県は住民訴訟などを十分に研究し、コンベンションビューローを経由する方式を生み出した節もあった。」と解説しているが、これはまさに被告の本音を言い当てているものである。

第5 被告の責任

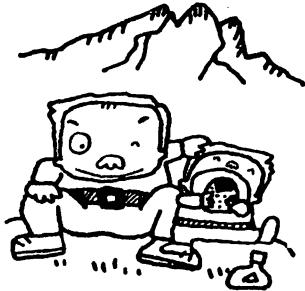
1. 宮崎県はシーガイアに金7,500万円も資本出資している株主であるが、被告はその知事として、シーガイアが今日では経営破綻状態に陥っており、もはや今回の公金60億円を全て投入しても文字通り焼け石に水であり、早晚、倒産は避けられないことを当然に認識していたものである。

即ち、本訴状第4の2の（2）で原告らが詳細に述べているように、平成11年3月段階で金1,115億円の累積赤字をかかえて、主力銀行の融資停止を受けて明らかな経営破綻状態に陥ったことはシーガイアの株主の代表者としていちばん最も正確克明に知りうる立場にあつたといつても過言ではない。

逆にいえば、そうであったからこそ、このまま放置すれば近く倒産すると考えた被告は公金60億円のシーガイアへの投入をまさに「政治生命をかけて」決意したと思われる。

しかも、本件公金投入をめぐる議論の中で被告や被告の部下である県商工労働部長がしばしば述べているようにシーガイアが本年七月開催のサミット外相会議の会場に予定されていることから、同外相会議が終了するまではシーガイアの倒産をさけたいとの考えもあってあえて、シーガイアへの本件公金支出にふみきることを決意し、その実行に至ったという他ない。

2. しかし、既に第4の2の（2）で述べたようにシーガイアの経営が遅くない時期に倒産に至ることはこれまでの経営状況の経緯、実績とシーガイアの経営環境をとりまく客観的数字からみて明らかであり、シーガイアの中心的株主でもある県の知事としての被告がこれをわからない



はずはない。

シーガイアの経営の問題に関連して、シーガイアに県の公金が投入されるのではないかという県民の不安の声に対して、被告自身が「県の責任は出資分の金7,500万円しかない、税金の投入はあり得ない。」と約束し、出資額以上の税金投入の可能性を否定し続けてきていた。

それを昨年シーガイアの累積赤字が金1,100億円を超え、主力銀行が融資停止に踏切るという経営破綻状態となり、もはや公金投入してもその効果は極めて疑わしいと思われる時点で、突然県民への約束を翻して、しかも事前に県民に何ら十分な説明と議論の機会も与えず、県民の理解も得ないまま、急遽巨額の税金の投入を立案・決定するという支出の仕方自体、納税者である県民無視の極めて不当なやり方である。

例えば、経営が破綻しかけ倒産の危険のある企業に担保もとらずに大金を貸付けたり、まして無償で交付するようなことをすれば、これを実行した会社の役員はそれだけで特別背任は免れないが、本質においては事はこれと全く同じ状況である。

3. そもそも県は、シーガイア周辺の環境整備のためにシーガイア地域及びその周辺の土木整備事業をなしており、これまでの税金投入額は宮崎市と合わせると金300億円を超えるといわれている。更にこの他にも県はシーガイアに対して既に金60億円を無利息で特別に融資しているが、これも今日では返済停止状態となっている。

シーガイアの倒産はこのままでは避けられない状態であるが、そうなれば県・市が支出した土木事業費の大半が無駄金になり、かつ無利息の金60億円の貸付金もそのまま焦付いてしまうこととなり、このために国民・県民の巨額の税金が不毛の砂上に消えたことになってしまうのである。

にもかかわらず、更に今回金60億円をシーガイアに投入することは、更に国民・県民の税金の果てしない濫費を招く結果となるのである。

被告はこのような事情も十分認識していた。

にもかかわらず、経営破綻状態にあるシーガイアに投入するために、あえて本件公金支出にふみきった被告の行為は何らの公益性も認められないばかりか、それが巨額の捨て金になるという意味で、県と県民に甚大な損害を与えるものである。そして被告は、このような被害の発生に関して故意もしくは重大な過失責任が存するものといわねばならない。

このような被告の不法行為のために宮崎県は金60億円の損害を蒙った。

第6 原告らの監査請求及び同請求棄却の事実

原告らは平成12年2月18日、宮崎県監査委員に対し、地方自治法第242条の2に基づき被告が宮崎県知事として財団法人宮崎コンベンションビューローに対してシーガイアに対する資金援助を目的とした本件公金金60億円の支出を実行したことに対して、同公金金60億円を県に返還させるように被告に勧告することを求めた住民監査請求をなし、右監査請求は右同日に受理された。

しかるに、県監査委員は本年4月13日付で、原告らの右監査請求を理由がないとして全て棄却し、同監査結果は、本年4月13日以降本年4月17日ころまでに原告らに送達された。

原告らの前記監査請求に対する県監査委員のこのような監査結果は、その判断理由においても、又、結論においても極めて不當であり、到底原告らの納得できるところではない。

第7 結論

よって、原告らは地方自治法第242条の2の住民訴訟の規定に基づき、宮崎県に代位し、被告の民法第709条の不法行為責任を理由として、被告に対し、宮崎県に対する金60億円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から年5パーセントの割合の金員の支払いを求めて本訴に及んだ。

シーガイア支援基金

「県60億円拠出」違法性問う

市民団体 やりよう返還求め提訴

巨額の累積赤字にあえぐ
宮崎市の「シーガイア」を
支援する基金に、県が六十
億円を拠出したのは違法と
して、市民グループが十二
日、松形祐義知事を相手取
り、県に返還するよう求め
る住民訴訟を宮崎地裁に起
こす。シーガイアの経営主
体、フェニックスリゾート
社のような第三セクターへ
の補助金について、判例
は、自治体の裁量権を幅広
く認め、「逸脱」「乱用」
でない限り、違法と認定し
ない。住民にとって、かな
りの「狹き門」だ。
三セクへの補助金をめぐ
っては、経営破たんした旅

客船運航会社・日韓高速船
に、山口県下関市が八億四
千五百万円を補助した是非
が法廷で争われた。山口地
裁は一九九八年六月、「公
益性がなく違法」と判断し
て、当時の市長に返還を命
じた。現在、広島高裁で係
争中だ。

シーガイアとの違いは二
点ある。下関市は直接補助
したのに対し、県は、「一月
十一億円の債務超過に陥つ
た」自治省の「三セクに關
する指針」による、最低
のCランクの「深刻な經營
難で、事業の存続を含めた
検討が必要」に該当する。
下関の運航会社は破たんし
ていたが、シーガイアは營
業を続いている点だ。第一は、
訴えを起こす「支援基金」
の住民監査請求をすすめる

会は「六十億円の基金のうち、経営再建を果たせな
うち、五十八億円は『シーガイア枠』。実態はシーガ
イア支援以外ならない」、
リゾート社の経営状態につ
いても、「実質的には破た
んしている」と主張する。

九八年度決算では一千百
十億円の債務超過に陥つ
た。自治省の「三セクに關
する指針」による、最低
のCランクの「深刻な經營
難で、事業の存続を含めた
検討が必要」に該当する。

九八年度決算では一千百
十億円の債務超過に陥つ
た。自治省の「三セクに關
する指針」による、最低
のCランクの「深刻な經營
難で、事業の存続を含めた
検討が必要」に該当する。

**シーガイア支援で提訴
「県民無視」と
原生呂側弁護士
シーガイアを支援する基
金に県が六十億円を拠出し**

たのは違法として松形祐義
知事を相手取り、六十億円
の返還を求める訴えを起こ
した市民グループの弁護団
が十二日、県庁で記者会見
金に県が六十億円を拠出し
した。

後藤好成弁護士は「不況
が長引き、農民は苦労して
納税している。経営が破た
んしたシーガイアに拠出す
るのは県民無視といわざる
を得ない。公金の支出は、
住民の福祉に役立つもので
なくてはならない」と語っ
た。

た」と認定され、公益性を
否認されるおそれもある。
円の賠償責任を負う。

提訴後に記者会見する後藤好成弁護士（左）ら＝県庁で



日 土曜日

毎日新聞2000年5月13日

1115億円の累積赤字を抱える宮崎市の大型リゾート施設・シーガイアを経営する第三セクター「フェニックスリゾート」（木許英太郎社長）への支援を主目的にした

基金に、宮崎県が60億円を出資したのは「公益性がなく違法」などとして、県民611人が12日、松形知事を相手に60億円を県に返還するよう求める住民訴訟を宮崎地裁に起こ

した。
(20面に解説と関連記事)
ガイヤ支援を目的にして
いる。

ガイヤ支援を目的にして
いる。
しかし、①シーガイアは
富利目的的観光施設に過ぎ
ず公益性はない②利用客が
年々減少し経営破たん状態
のシーガイアに公金を支出

シーガイア支援

宮崎知事相手に県民611人

60億円返還請求め提訴

える——として、出資の違法性を訴えている。原告のほうも、松形知事が60億円を県に返還するよう求めて住民監査請求した。しかし、県監査委員が「シーガイアは高い公益性を持ち、支出は適法」として請求を棄却したため、提訴した。

基金への出資は、フジマーンバンク・第一勵業銀行が昨年9月に新規融資の一時停止を通告し、フジマーンバンク・第一勵業銀行が今年1月に運転資金が不足する見込みとされた「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」は事実上、シーガイアに公金を支出



発行所：北九州市小倉北区綱屋町13-1 〒802-8651 電話(093)541-3131
毎日新聞西部本社 郵便振替口座 01750-1-11038(福岡)
©毎日新聞社 2000



シーガイア 60億円出資

「Mの不況下になぜ」 原 告 側 使途の不公平さ強調

「税金の使い方として不公平だ」。宮崎県が大型リゾート施設・シーガイア（宮崎市）の支援を主目的とした基金に出资した60億円の全額返還を求めた住民訴訟。原告側は巨額の公金投入に対する怒りを表明した。

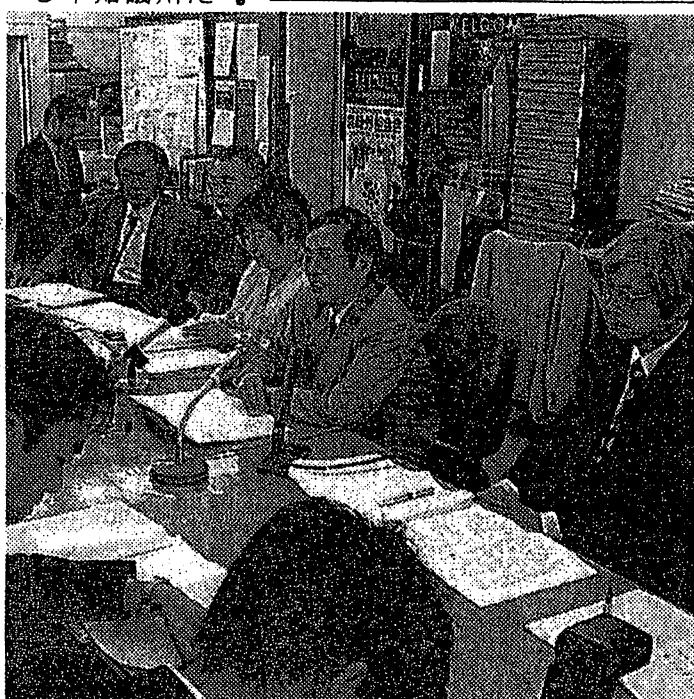
提訴後、原告側代理人で住民監査請求を進めた市民グループの代表だった後藤好成弁護士は「県内では多くの中小商業者が不況で苦しんでいる。県民の税金は大切に使うべきだ」と語気を強めた。

後藤弁護士らが基金への60億円出資に対し、住民監査請求する方針を固めたのは昨年12月中旬。県議会が基金への出資を含む一般会計補正予算案を可決した直後で「このままでは反対の意思を表明する機会がない」との思いからだった。今年1月末、多くの県民から請求人を募ろうと「シーガイア支援基金」の住民監査請求をする会を開いたところ、わずか3

週間で約2000人が名を連ねた。「全般的に請求の輪が広がった」。手応えを感じたが請求は棄却され、

提訴に踏み切った。
一方、松形知事は基金への60億円出資を県議会に提案した昨年11月から一貫して

基盤から25億円の交付を受けた。社は「松形知事を相手にした訴訟であり、コメントする立場はない」との談話を発表した。



提訴後、記者会見をする原告と弁護人=宮崎県庁で
12日前半、入江直樹写す

「公益性」が最大の争点

宮崎県が60億円を出資したことの違法性を問う住民訴訟は、出資の「公益性」が最大の争点となる。県は地方公共団体は、「公益上必要があれば補助ができる」とする地方自治法の規定を根拠に出資した。シーガイアについて県は「1993年の開業以来、総額155億

これに対し、原告側は「シーガイアは観光娛樂施設。県民に直接役立つ企業も生んでいない」と反

論する。

公益上必要があれば補助

ができる」とする地方自

治法の規定を根拠に出資

した。シーガイアについて

経営効果はほかの有力施設。県民に直接役立つ企業も生んでいない」とし

ことは「一つもない」と反

論する。

三セクへの自治体の出

資を巡っては、山口地裁

進につながらない」とし

て訴えを追けている。

【奥田伸二】

て、支出を決めた当時の

市長に全額を市に返還す

るよう命じた。一方、J

R京都駅ビルを運営する

「京都駅ビル開発会社」

に京都府、京都市が出資した各3億円の返還を求めた訴訟で京都地裁は96年3月、首長の裁量権を広く認め「社会通念上、指標はない」（自治省行政課）とされている。99年3月期の累積赤字が115億円と、全国の三セクで初めて1000億円を超えた（民間の信用調査機関「東京商工リサーチ」調べ）。シーガイアの公益性をどう判断するか、審理の行方が注目される。

シーガイア 援
支

「60億支出は違法」提訴

住民が宮崎知事相手に

宮崎市の大型リゾート施設「シーガイア」を経営する第三セクター・フェニックスクリアーツ支援のため、「シーガイア支援基金」(正)

式名称=国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金)に県費六十億円を拠出したのは違法で県や県民に損害を与えたとして、市

民グループのメンバーらが十二日、松形祐輔・宮崎県知事を相取り、六十億円の損害賠償を県に支払うよう求めた。県は財団法人宮崎コンベンション・ビューローが創設した同基金に六十億円を拠出。今年一月、同基金からフェ社に対し、当面の運転資金として二十五億円が交付されている。

松形知事は「訴状を見ていないので詳しく述べていい。しかし、基金は観光・リゾート産業の支援を目的とした産業振興策の一環として創設したもの。基金の趣旨、公益性などを裁判を通じて明かにしたところだ。

「シーガイア支援基金」のメンバー



シーガイア訴訟



「60億円の投入は捨て金」と訴える榎藤弁護士（中央）ら（12日、県庁で）

1999年		「シーガイア支援基金」を巡る経過
9月		第一勧業銀行がフェ社に融資の一部停止を伝える
11月17日		県がシーガイア支援を目的にした総額100億円の基金構想を発表
24日		県が60億円を基金に拠出する補正予算案を県議会に提出
12月14日		フェ社の中村浩・前副社長が、県議会商工建設委員会に参考人招致される
18日		県議会が賛成多数で補正予算案可決。経営状況の報告、情報開示などの付帯決議を付ける
2000年		
1月18日		フェ社が基金を管理する財団法人宮崎コンベンション・ビューローに58億円の補助金交付を申請
21日		基金審査会がフェ社に対する当面の補助額を25億円と認定。県は宮崎コンベンション・ビューローに60億円を拠出
25日		基金からフェ社に25億円が交付される
26日		フェ社が1993年度から6期分の決算書類を開
27日		「シーガイア支援基金の住民監査請求をする会」結成
2月10日		松形知事がフェ社の経営改善委員会に出席
18日		「すすめる会」が県監査委員に住民監査請求。請求者は県民2041人
		宮崎市が基金参加を見送り、フェニックス自然動物園買収など独自の支援策を発表
3月16日		シーガイアグループによる「自助努力分」の経営改善計画骨子を、県が県議会に報告
4月12日		フェ社の佐藤棟良社長が、代表権のある会長に退く
13日		県監査委員が住民監査請求を棄却
18日		県リゾート振興県民会議が、賛同者約10万2500人の署名を添えて、宮崎コンベンション・ビューローに5484万円を寄付
28日		県市町村振興協会が基金に3億円拠出することを決定
5月12日		「すすめる会」が住民訴訟を起こす

沈が觀光立県・富島の海岸リゾート構想の中核施設・シーガイア。十一日の訴訟の提訴で、經營する第三セクター・フェニックスリバートに対する基金を通じた眞の公的支援の是非を巡る議論が、いよいよ法廷に持ち込まれた。(十六)十億円の基金への投入は捨て金」と厳しく追及の原告団に対し、知事側は「眞の公的支援である」と千百五億円の累積赤字、総額約一千六百

八十億円の四割の負債を抱え、これが社への緊急援助の必要から「基金設立が実現されただ」と、安然と出された」と、基金設立の経緯を批判してある。

一方、市民グループの住民議論による住民訴訟の動きに呼応して、県内の農林漁業、商工業など主要十団体の代表が発起人となり、「原リバート振興県民会議（会長・平山輝男県観光協会長）」を結成。知事は「県民の十万人以上から基金を賛同していくだいた」とアピール。県民会議を通じて、基金に約五千五百万円が寄せられており、「県民の心懐本當」であるがたい」と

田を支出したのば、地方自治法上違法な公金支出に拘泥するとして、市民三人が同時に市長を相手取り山口地裁に起訴した住民訴訟がそぞれ。九年六月、同地裁は金額支払いを命じ、前市長が広報局裁決を控訴中。

この地裁判決では「事業再開の見込みはないにもかかわらず、補助金を交付したのは、経済的な面も含め不毛の処置だった」と補助金支出を違法と判断した。

みやわき振興基金」。県内経済の安定や雇用確保を目的としている。設置者は「ベンツンシヨン」の誘致や支援、宣伝などを実行する財団法人宮崎コンベンション・センター、ピューロード、熊谷金四郎翁記念会程度。県内十数市町村や民間に協力を要請してこれらある。

知事「観光支援」団体市民「捨て金」

公益性 巡回応酬か

松形知事は話す

しかし、観覧

式」を「県がシーガイア」と

「アラカルト料金」は、現金を準備中。請求者は約千五百人の見込みで、来週にも県監査委員に請求する。

な福利企業への組成は、無益な公金の使い方だ」と赤べた。

ほとんどの人が「ガーランドの手
機で使う目的でつくった」と指摘。
「どの角度から見ても、
とても『公益』の必要性は認
められない」と強調した。
「SNSの経営状況にも触
れ」「普通の会社なので当然、
倒産している。経営破たん
し、経営改善計画が未確定

「經營破綻した状態の企業に六十億円を投入しても捨て金にしないで」。住民訴訟を起こした原田町の母体「シーガイア支撑基金」の住民監督請求をすめる会は表の後藤好成弁護士は提訴後の会見で、厳しく指摘した。

松形知事は話す。

——判例

第三セクターの破たんが全国で相次ぎ、自治体の三セク支援を巡る判例も出でる。山口県下関市が出資する第三セクター「山崎高運船株式会社」の債務処理に八億四千五百万円を支出したが、地方自

しかば、県観光・リゾート課は「シーガイアは九州へ頑張つて」と、下関会場でもあり、再建に向けて頑張つて」と、下関市との類似性を否定する。

——支援基金

基金の正式名称は「国際コンベンション・リバートみやわら振興基金」。県内

式」を「県がシーガイアに直接公金投入する」と見解

ト課は「シーガイアは九州へ頑張つて」と、下関会場でもあり、再建に向けて頑張つて」と、下関市との類似性を否定する。

かと考えざるを得ない」と、県側は「基金への拠出は眞誠を承認した」とし、知事が被告訴になつたことを疑問視する。

——「繪で金」

フ社支援 60億円返還求め提訴

原 告 団 住 民 詛 鎮 県 は 「 公 益 性 」 主 張 へ

鹿児島市のシーカイアを運営する第三セクター・フェニックスクリエーター支援のため、県が六十億円を「国際コンベンション・リゾート

したのは地方自治法違反などとして、「シーガイア支援基金住民訴訟原告団」(仮称)は十二日、松形知事を相手取り、六十億円の全額返還を求める住民訴訟を宮崎地裁に起こした。原告告数は県内八市十七町の六百十一人。

て記者を見し一億金体質の
県財政で、既に破たん状態
のシーガイアに六十億円も
の公金をしき込むのは、捨
て金そのもの。県民生活に
も重大な影響を及ぼす」と
提訴の理由を説明。地方自
治体の補助や寄付の際、公
益上の必要性を定めた地方

「お前が、御用達の魔術を使つて、魔物を倒すんだよ。」

(1) シーガイアの公益性の有無(2) 経営破たん状態の認定
——などが争点となる。と指摘。その上で「シーガイアは観光企業にすぎず、公益性はない。県が言う観光振興半の見通しは、いかでない」と述べた。
一方、松形知事は「基金は、すそ野の広い総合産業である観光・リゾート産業を運営する」などと述べた。

監査請求が四月十三日棄却されたことを受け、訴訟に踏み切った。また、来週にも千五百人規模で、第二次住民監査請求が予定されていく。

松形知事は「基金は産業振興策の一環として創設したものであり、県の発展に大きな効果をもたらす」と確信している。裁判を通じて、基金事業の公益性や公平性を明らかにして、「さだたん」とのハメントを發表した。

宮崎市の大型リゾート施設シーガイアを運営する第三セクター「フェニックスリゾート」の支援を目的とした基金に、宮崎県が公的資金を投入したのは、公益性がなく地方自治法に違反するとして、同市の市民団体が十一月に提出した住民監査請求をすすめる会（代表・後藤好成弁護士）のメンバーら六百十一人。監査請求は四月に棄却されたが、原告は「基金は明り方にシーガイアに補助金二十五億円が交付された。原告側は「基金は明り方にシーガイア支援を目的としているが、シーガイアは娯楽施設で、公益性はない」と指摘。基金への県費拠出は、補助金などについて、公益上の必要性を定めた地方自治法に違反する」として二日、松形祐義同県知事を相手取り、六十億円の

60億円返還求め提訴

シリガニア支援
基金で市民団体

宮崎県知事相手に

宮崎市の大手リゾート施設シーガイアを運営する返還を求める訴訟を宮崎地裁に起した。

第三セグメント「スニーカークリゾート」の支援を目的とした基金に、宮崎県が公的資金を投入したのは、公益性がなく地主たる市町村の監査委に住民監査請求した「シーカイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会（代表、後藤好成）で、同市の市民団体が十一日、松形祐寛同県知事を相手取り、六十億円の

۶

宮崎県知事を提訴

住民原告団602人



住民訴訟提訴で記者会見する原告団の人たち=12日、宮崎県庁

「シーガイア」救済に県費60億円

投入は違法、返還を

千百十五億円の累積赤字

をかかえ、経営が破たんし
てない宮崎市の第三セクタ

ー「シーガイア」救済に、

宮崎県が県費六十億円を投

入したのは、公益性がない、

違法であるとして十二日、

住民が、松形祐堯宮崎県知

事を相手取り、県費の返還

を求め、住民訴訟を宮崎地

裁(おこ)しました。

提訴したのは、「『シーガイア支援基金』住民訴訟

原告団」の六百二人。

昨年十二月、日本共産党

以外の「オール与党」勢力

が、シーガイアを経営する

「エニックス・スリーポート社」

(宮崎市) 支援のために、

設立された基金「国際コン

ベンションリゾートみやさ

き振興基金」に、六十億円

を拠出する」とに賛成しま

した。これにたいして「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会の呼びかけに「たとえた二千人余の住民が、二月に住民監査請求をおこしました。し

かし県監査委員は、四月十三日棄却。住民らは、これを不當として、地方自治法にもとづく、住民訴訟にふみきったものです。

かし県監査委員は、四月十三日棄却。住民らは、これを不當として、地方自治法にもとづく、住民訴訟にふみきったものです。

提起後の記者会見で、原告側弁護団の後藤好成弁護士は、すでに経営が破たんし、経営改善計画も明らかにされない状態にある特定の営利企業に県費を支出することは、地方自治法が定める「公益性の必要性」がなく「捨て金」であることは明白だと鋭敏に批判しました。また「六百人を」といえる県民が原告に名を連ねたことは、住民監査請求に引き続く、県民の怒りを示していく」と強調しました。

しんぶん赤旗2000年5月13日

